

令和4年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月9日(水)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和4年3月9日(水) 午前 8時56分
閉 会 日 時	令和4年3月9日(水) 午後 3時15分
委 員 長	永 沼 博 昭
委員会出席委員	
委 員 長	永 沼 博 昭
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 坂 本 国 広 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 2 号	鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 0 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 2 5 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 関 口 泰 清  
危機管理課長 金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長 田 口 千 恵 子  
市民生活部副部長 関 根 則 男  
自治振興課長 伊 藤 正 一  
市民課長 新 井 隆 司  
市民課副参事 川 又 敦 子  
国保年金課長 野 口 豊 和

(環境経済部)

環境経済部長 飯 塚 孝 夫  
環境経済部副部長 高 坂 清  
環境経済部副部長 外 島 洋 志 男  
環境課長 長 澤 和 弘  
環境課副参事 高 橋 亮 介  
農政課長 山 崎 淳 一  
環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 堀 越 延 年  
商工観光課長 清 水 健 紀  
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行  
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之  
吹上支所市民グループリーダー 加 藤 勝 美  
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

事務局長 岡 田 和 弘  
書記 小 林 美 奈 子

(開議 午前8時56分)

(委員長) 本日の会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、通告してありますので、通告に沿いまして質疑させていただきます。

まず、19号の32ページです。コウノトリ野生復帰センター入館料でございますけれども、こちらのほうの、1月29日にオープンしました。その実績も踏まえながら、新年度予算の見込みの来場者数、それとその積算の根拠をお願いいたします。

(環境課副参事) それでは、ご質問のありました32ページ、コウノトリ野生復帰センター入館料の積算の根拠についてご説明いたします。

まず、年間の開館日数ということをご想定いたしまして、火曜日週1回が休館日というところがございますので、365日を7で割ったうちの6日間が開館しているというところ、開館日数およそ300日と想定いたしました。また、1日の平均の有料の入館者数を10名というふうに想定しまして、10名掛ける300日で年間3,000人という数字を出しました。3,000人掛ける、入館料が100円でございますので、3,000人掛ける100円、年間30万円という数字が出るわけでございますが、このうち免除規定にあります中学生以下の無料の方が3人に1人ぐらい、3割が無料で7割ぐらいが有料の方なのだろうと。また、免除規定によって、イベント期間等の無料期間といったものが発生するのだろうと。特に令和4年度につきましては、開館から3か月間は無料にするということが条例のほうで決まっていたので、1月の末のオープンということをお考えすると、現実的には4月の28日まで、4月のおよそ1か月分が無料になる期間、またイベント等もお考えして、12か月のうちの4か月程度、4月も含めて4か月程度は、こちら3割程度無料期間が発生するのだろうと。すなわち、7割程度が有料期間というふうに想定しまして、年間30万円掛ける0.7掛ける0.7と。有料の方が7割、有料で開催できる期間が7割ということをお計算しまして、14万7,000円という金額を積算しております。

また、委員のご指摘のような、オープンしてからの見込みということが

あったのですけれども、当初予算の編成というのは1月の中旬頃には数字を固めるという中でこのような積算にしております。

以上です。

(諏訪) すみません。1月29日から現在までの入館者数、ちょっと私聞き漏らしたかと思いますので、もう一度お願いいたします。

(環境課副参事) 失礼いたしました。昨日は火曜日で休館日でしたので、3月7日月曜日までの実績ということで、1万338名の入館者がございます。

以上です。

(諏訪) ただいま1万338名、かなりの人数ですが、これはいわゆる施設オープンしたので、お披露目というようなことも含めてということでしょうか。

(環境課副参事) お披露目という意味がちょっとあれですけれども、オープンして、オープニングの式典を午前中に行い、テープカットを行いまして、お昼、12時前後、12時ちょっと前に実際皆さんにオープン、入っていただくというのをスタートしたのですけれども、それからカウントしてというところがございます。

(諏訪) では、市民農園使用料、同じ32ページでございます。市民農園の使用件数の推移ということで、ここ数年分をもしございましたらと思えます。

(農政課長) 寺谷地内の市民農園の利用件数の推移なのですけれども、まず市民農園の区画数についてですが、30平方メートルが215区画ございます。50平方メートルの区画が四十……

(マイク近づけてもらえますか。マイクの声あり)

(農政課長) 市民農園の利用件数ですが、寺谷地内の市民農園の区画数からご説明いたします。

30平米が215区画、50平米が40区画、合わせて255区画ございます。利用実績ですが、平成30年度は30平米が178区画、50平米が38区画、合わせて216区画、利用率といたしましてはおおよそ85%でございます。令和元年度

につきましては、30平米が176区画、50平米が35区画、合わせて211区画、利用率といたしましてはおよそ83%。令和2年度につきましては、30平方メートルが178区画、50平方メートルが34区画、合わせまして212区画、利用率といたしましてはおよそ83%です。今年度につきましては、令和4月1月31日時点になります。30平方メートルが174区画、50平方メートルが37区画、合わせて211区画、利用率といたしましてはおよそ83%でございます。とおおむね横ばいとなっております。でございます。

以上です。

（諏訪）市民農園、多くの方がお使いになっていると思うのですが、今度近くに道の駅ができるのですけれども、その道の駅でも農業体験だとか、そういったものができるような構造になっていきますけれども、そことの競合というのは何かお考えですか。

（農政課長）あくまで市民農園の設置目的といたしましては自然と触れ合うこと、農作業の体験であったりですとか、農家との交流を通じてですとか、市民生活のリフレッシュの増進、あるいはコミュニティーの活性化というような趣旨から農園を開設しているところですので、特に道の駅等を意識して何か利用形態を改善していくですとか、そういったところは現在のところは考慮はしていないような、そんなような状況となっております。

以上です。

（諏訪）では、3点目ですが、34ページに戸籍手数料、資料を頂きました。窓口交付数及びコンビニ交付数の推移ということで伺いましたが、非常にコンビニ交付、まだまだ進んでいないと思われるのですけれども、このコンビニ交付、非常に便利だということであらうと思いますが、まだまだ交付件数があまり増えていません。ですので、その要因を伺います。

（市民課副参事）お答えします。

コンビニ交付、今提出させていただいた資料の中で、比率についてはまだ窓口交付に比べて低い推移になっております。これについては、やはりコンビニ交付、マイナンバーカードをお持ちの方がご利用いただけるものになりますので、こちらのほうはマイナンバーカードの交付の推進、

あとコンビニ交付、窓口でお取りいただくよりも手数料は……すみません。戸籍については変わらないので、ごめんなさい。お取りいただける時間帯も長くなっておりますので、そういったところの利便性をアピールするような方法で普及に努めていきたいと思っております。

あと、コンビニ交付については、戸籍の証明以外にも住民票や印鑑証明書の交付もできます。住民票については、今交付率のほうが13%を超えておりますので、そういった中で、これは令和4年の1月末時点で住民票等の交付率については13.75%とかなり増えてきておりますので、引き続きコンビニ交付の普及促進、PRしていきたいと思っております。以上です。

（諏訪）念のためにマイナンバーカードの発行枚数を伺います。

（市民課副参事）マイナンバーカードの発行枚数ですけれども、令和4年2月末時点で交付数が4万9,552枚となっております。

以上です。

（諏訪）発行数が非常に増えているなというふうに思っています。去年も窓口が大分混み合っているのを見ております。発行数の枚数の割合からしますとほぼ、4万9,000ということは人口の半数近くお持ちになっているということなのですけれども、それでもなおコンビニでの交付が非常に少ないということに関してはどのようにお感じでしょうか。

（市民課長）マイナンバーカード普及というのはますます、これからどんどん増えていくのですけれども、来年度、委員もご存じのとおり、国のほうが令和4年度中にほぼ全国民に行き渡るようにというような今施策をこれからやるということで表明されておりますので、今後本市についてもコンビニ交付を推進してまいるといことですので、今後コンビニでお取りになる方というのを推奨して、このコロナということもありますので、できれば窓口にお越しにならないで、ご自分の時間帯で取れるコンビニ交付というのをさらに推進をしていきたいと考えております。以上です。

（諏訪）続きまして、68ページでございます。危機管理課の防災ラジオの件なのですけれども、今回負担金、協力金ということで、利用される

方の料金ですけれども、それが300万円ということですので、ご説明では1,000台という、追加で予定されているということなのですが、実は私のうちも年末に貸与させていただきまして、使ってみました。よく鮮明に入りますので、助かっています。ただ、現在貸与されているラジオがFMしか入らないのです。これは、今後もFMしか入らないものが貸与されると思ってよろしいのでしょうか。

（危機管理課長）委員ご指摘のとおり、現在のシステムではFMしか傍受ができません。

以上でございます。

（諏訪）NHKラジオなどは、やっぱりAMのほうがニュースがたくさん入るのではないかなと思いますけれども、なぜFMだけなのか伺います。

（危機管理課長）こちらは、機械の構造上の問題になります。FM周波数のみ傍受ができるようなシステムとなっておるため、現在こちらの防災ラジオではFMのみの受信となっております。一部AM放送でも周波数帯を九十何点幾つに合わせますとAM放送がFM放送を行っておりますので、そちらを市民の方にはご案内させていただいております。

以上でございます。

（諏訪）他市においてはAMも入るラジオを使っているかと思うのですけれども、周波数の問題ということなのですけれども、そういった端末はないのでしょうか。AMが入る。

（危機管理課長）過去にはあったことを聞いております。ただ、現在のシステムではFMの受信のみということになっております。

以上でございます。

（諏訪）106ページです。自治振興課さんで、自治会の活動支援事業でございますけれども、こちら資料を請求させていただきまして、資料を頂きました。加入率が令和元年度から3年度まで示していただきまして、やはり全国的にも自治会に加入をされている世帯が非常に低くなっているということでございますけれども、当市においてはそれほど下がっていないということではよろしいのでしょうか。



（自治振興課長） 加入率のご質問をいただきました。委員ご指摘のとおり、そんなに下がっていないと。加入者数を見ていただきますと、それほど減っていない。もちろん増えている年もあったりとかということでございます。どうしても毎年の世帯数、市内世帯数が年間およそ500から600増えているところがありますので、どうしても加入率を見てしまうと下がってしまうと。加入者数は横ばいという結果となっております。以上でございます。

（諏訪） 鴻巣市も今非常に独り住まいの方が増えていまして、世帯数大きく変わっていないと思いますが、独り住まいの方がやはり高齢になっての独り住まいというのが非常に自治会でもご近所さんでも気にしているところなのですが、補助金を出すということですので、具体的に自治会に対してどういった支援を行っているのか伺います。

（自治振興課長） まず、自治会に支援しているものとしまして、自治会運営交付金というのがございます。この交付金につきましては、自治会の育成支援のためということで、自治会活動に資するという形で均等割、基本金額2万円と世帯数掛ける600円という形で交付金という形で、交付金ですから、使い道は問わず交付しております。

もう一点は行政推進報償金ということで、市からの広報紙などの配布、地域の環境、暮らし、安全などに関する役務の提供に対して、自治会に均等割ということで基本金額1万円で世帯数掛ける315円を交付して、自治会に補助を行っております。

以上でございます。

（諏訪） 自治会そのものが全体的に高齢化しまして、ただいまお話しいただきました「広報かがやき」の配布がなかなかできなくなっているところが出ています。実際には業者さんをお願いをするところも出ていまして、新聞販売店さんに併せてかがやきを配ってもらうというような自治会が出ています。まさにこの2年間はコロナ禍で、本来自治会がいろいろ集まったりするものもできなくなり、また清掃会なども縮小してしまいましたので、お隣近所のつながりというのが希薄になっているのです。そういったところにやはり市もきちんと支援を、助成金だけでな

く、自治会の実態をやはり聞いていただけるといいかと思います。特に自主防災組織は自治会の中に入りまして、災害時には災害の避難運営マニュアルに沿って自治会の方が主体的にやらなければならないということで、自治会の方ではこのことを知ってから自分たちで何ができるかという思いも持っておりまして、そういう不安をやはりある程度払拭するためにも、市のほうが自治会に何らかの聞き取りとといいますか、そういったものができるかどうかをちょっと伺いたいと思います。

（自治振興課長）今、自治会の相談体制ということでご質問いただきました。もちろん寄り添って、自治会から相談を受けたら、できませんではなく、ぜひ相談乗らせてくださいという形で、積極的な声かけをするように担当のほうには指示をしております。また、自治会で困ったことなどがあれば、うちだけで解決できないものに関しては関連部署につなげたりとかしているところがございます。また、今コロナ禍ということで、人と人の接触を減らすという動きも出ています。先進事例とかいろんなものを研究して、自治会活動が活発化になるように対応していきたいと思います。

以上です。

（諏訪）では次に、124ページでございます。こちらフラワー号の運行見直しの件でございますけれども、現在5年に1度運行の変更がされます。実際にフラワー号を利用されている方から、年末年始が運行休みになりますよね。そういった関係を知らない方もいらっしゃると思います。もちろんバスの中だとか貼り紙がして、そしてホームページでもお知らせは出ているのですが、知らないでバス停で待ってしまったというお声も聞きました。ふだんフラワー号を利用されている方はそういった情報を早めにキャッチすることはできると思うのですが、たまたま今日はバスに乗ってみようかなって思ってバス停で待っていたら、待てど暮らせど来ないということがあったというのも実際お声を伺っておりまして、これは停留所に運行の日程などをお知らせしてもらえないかと。休む運行、運行がお休みになるところを停留所のところに貼ってもらえないかというような要望があるのですが、そういったことのお考えがある

かどうかお願いします。

(自治振興課長)市民からそういう要望を今お伺いさせていただきました。課に持ち帰って、運行事業者とよく協議して対応したいと思います。以上でございます。

(諏訪) 今回の議案の中の補正予算、フラワー号のいわゆる不足分を補填する議案もありましたけれども、昨年末に行った無料バスもかなりの利用がありました。そういったふうに市民に利便がかなうような施策というのを1年のうちに何回かやられる計画だとかというのはありますでしょうか。今実際には利用する方が少なくて、また原油高で要するに不足が生じたということでしたので、新年度はそういった無料のバスを時々、様々なイベントに合わせて計画をするというようなことがあるかどうか伺います。

(自治振興課長) 委員さんの一つのご意見として承って、より一層公共交通、フラワーバスが市民により近いものになるように努めていきたいと思えます。以上でございます。

(諏訪) 同じページでございます。デマンド交通の運行事業でございます。新たに車が1台増えるということを説明の中で伺ったと思えますけれども、1台増えるのですが、今度は土曜日をお休みにするという理由をちょっと伺いたしたいと思います。

(自治振興課長) お答えいたします。

ひなちゃんタクシーにつきましては、タクシーメーターと利用料金の負担額の差額を市が補助をしております。利用件数が増えれば、その分だけ補助金が増える仕組みになっております。一方、鴻巣の乗合タクシーは、運行経費から運賃収入を差し引いた額を委託料として支出する仕組みとなっており、しかも交付税措置ということで財源補填がされております。なるべくひなちゃんタクシーの利用者が乗り合いに移行してもらうために土曜日を運休させてもらって、もちろんその運休した分は乗合タクシー1台増やして運行体制を整えたいというところでございます。以上です。

(諏訪) そうしますと、車1台増やすというのは乗合タクシーのほう。失礼いたしました。間違えました、私。分かりました。

では、続きまして137ページの戸籍事務事業でございますけれども、システムの改修委託料が今回あります。また、新規に696万4,000円が計上されているのですが、この新規の内容、システム改修の内容を伺います。

(市民課副参事) 新規のこのシステム改修の内容についてなのですが、法改正による新たな制度に基づく戸籍の事務として、戸籍証明書等の広域交付がございます。これは、国が管理する戸籍情報連携システムを経由して本籍地の戸籍証明の交付が可能となります。自らの戸籍や父母等の戸籍について、本籍地の市町村以外の市町村の窓口でも戸籍証明書等の請求をすることができます。広域交付の対象については、戸籍の全部事項証明及び除籍全部事項証明書、イメージ登録された改製原戸籍及び除籍謄本がこの対象になります。そのシステムの構築の費用になります。

(諏訪) そうしますと、現在は戸籍が自分の住んでいるところ以外の本籍がそちらにある場合はそこまでお願いをしなければならなかったものが、これからは住所のあるところで本籍地の戸籍が取れるということによろしいのでしょうか。

(市民課副参事) はい、そのとおりでございます。

(諏訪) そういたしますと、国が管理するシステムということですので、これは全国一斉に改修が行われると思ってよろしいのでしょうか。

(市民課副参事) このシステム改修については、全国的に行う予定になっております。

以上です。

(諏訪) では、続きまして同じページでございます。個人番号住基ネットワーク事業で、会計年度任用職員、それから時間外勤務手当ということ予算化されているのですけれども、通告どおりなのですが、会計年度任用職員が何人、そして実際の時間外の勤務手当は何人で何時間分を予定しているのか伺います。

(市民課長) 資料にもご提供させていただいたのですけれども、まず会

計年度の人数なのですが、18名。資料にあるかと思えますけれども。会計年度任用職員の、3段分かれているかと思えますけれども。一番上が3人、次が14、1と。合計で18。これの内訳なのですが、新しく採用された方というのは当然一番最初からスタートということになりますので、981円からのスタートと。働く基準というのもあるのですが、原則1週間のうち20時間未満。例として、週3日なのですが、マイナンバーの担当ですと6.5時間を3日、そんな感じのイメージで皆様働いていらっしゃる。中には家庭等の都合で少ない方もいらっしゃいますけれども、それが基本の形で、それらを1年間通じていきますと、2年目になると3年目、このような単価のほうに上がっていくというような感じになります。会計年度任用職員という制度が始まってまだ3年目になりますので、今後4年、5年となっていくと単価のほうに分かれていくのでなかるかということで、そういったことも聞いております。それで、時間外手当なのですが、これにつきましては会計年度ではなくて職員、こちら管理職は時間外つきませんので、それ以外の職員、そちらの2名分計上してございまして、こちらが時間外の積算は単価、その階級によって違いますので、それに基づいて1年分の計上をしたということになります。

以上でございます。

(諏訪) ただいま数字教えていただきまして、圧倒的に会計年度任用職員の数が多いかなと思うのです。18名で賄ってしまっているということですね。それと、職員が2人で年間で90時間の残業、超過勤務が予定されているということなのですが、これは裏返せば通常の時間内で業務が要するに終わらないということにはならないでしょうか。

(市民課長) まず、会計年度任用職員の18名というのは週3日あります。今、開館時間、開館日が月曜日から土曜開庁もやっております。その間で週3日になりますと、常時会計年度さんがいるのが9名から10名。この中でマイナンバーの申請受付、それと交付、それらをやっていただきますので、どうしてもこの人数というのが必要になってくると。それから、来年度、出張申請、こちらのほうにも力を入れていきたいと思いま

すので、どうしてもチームをつくらなければいけないということもございます。ですので、この18という数字は妥当な数字ということで見積りをさせていただいております。

それから、時間外、これについては先ほど45時間、年間ではなくて一月45時間を12か月というのですけれども、これはだからこれを必ずやるかというわけではなくて、あくまでも時間内で終わらすように効率よく事務改善等を進めて、それらをやるということですので、必ずやるというわけではございません。

以上でございます。

（諏訪）会計年度任用職員さんなのですけれども、20時間未満にする理由を伺います。

（市民課長）会計年度任用職員の事務局というのは職員課にはなっているのですけれども、市役所のルールとしまして20時間未満、皆様大半の方が扶養の範囲内ということでご希望されている方が多いと、そういったこともあるかと思えます。

以上でございます。

（諏訪）すみません、時間を取ってしまいました。そうしましたら、通告しているのですけれども、コウノトリのほうに行きたいと思えます。申し訳ありません。

234ページです。コウノトリの里づくり事業でございますけれども、まず生き物等の調査業務委託料でございますが、この委託にする理由を伺いたいと思えます。

（環境課副参事）委託にする理由につきましては、やはりそれなりの箇所数をやるに当たりまして、それなりの人手が必要だというふうに理解しております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、委託ですので、業者さんをこれから選定するということかと思うのですけれども、職員はそこにどんなふうに関わるのでしょうか。

（環境課副参事）職員のほうについては、調査箇所の選定と、あとその

調査箇所は田んぼとか、また河川になりますが、地権者でありますとか管理者との調整、そういったところに携わるというのが主な仕事になります。

（諏訪）同じページでございます。コウノトリの飼育施設管理運営事業でございますけれども、こちらのほうの環境整備は、コウノトリが放鳥してもそこで過ごせるような環境を整備するのが目的というふうに伺っているのですけれども、環境整備というのは実際に鴻巣市の場合どのようにするのかなのです。といいますのは、新潟県の佐渡なんかではトキを守るために、生育を守るために本当に農業、今大分有機農業をしているというふうに伺っています。そして、田んぼに普通にトキがいるということなのですけれども、本来は環境がよければコウノトリもすむわけなのですが、環境整備をどのように考えているか伺います。

（環境課副参事）環境整備につきましては、コウノトリの環境整備、採餌環境ということになりますと水田や河川といったことが中心になりますので、農業関係の方、また河川管理者の方と協議して進めてまいりたいと思います。

（諏訪）現在、鴻巣市の農業、農地で有機栽培を行っているというのは大体どのぐらいなのかは分かりますでしょうか。

（環境課副参事）環境課のほうでは有機栽培のほうについては所管していませんので、把握しておりません。

（諏訪）そうしましたら、新ごみ処理施設でございます。すみません、最後になりますけれども。懇話会の予算が入っております。懇話会の議事録などはちょっと読ませていただいたのですけれども、その中では今までも懇話会何度かやっつけやっつけ、周辺整備、ご自分たちの道路の問題なのですけれども、その道路を直接施設とあまり接続していないようなところの道路の要望なども出されているようなのですけれども、この懇話会、現在限られた方、構成メンバーが安養寺、郷地、笠原の自治会の方々が構成メンバーとなっておりますけれども、やはり市民全体の問題ですので、懇話会のメンバーの構成を変えるというようなことはございませんか。

(環境課長) 諏訪委員のご質問にお答えします。

本市で設定しているこの新ごみ処理施設整備推進懇話会については……

(委員長) マイクを近づけてもらっていいですか。

(環境課長) こちらの懇話会については、本市の新ごみ処理施設の整備に向けて市が施設の建設を検討している郷地地区及び安養寺地区の地域の代表の方から委員を選出し、本市の新施設に関する取組等を報告しているものでございます。3市での新施設に関する取組は白紙解消になりましたけれども、本市としてはそれ以降も方針を変更することなく、郷地、安養寺地区で建設を検討するという事を市長から述べさせていただいて、引き続き取組を実施してきている状況でございますが、白紙となった以降も本市としては、せっかく積み上げられた地元の皆様とのよりよい関係を引き続き継続していくためにこの懇話会を設置し、地元の代表の方から選出していただいておりますが、今後来年度から組合において新たな施設に関する事業が始まりますので、議会等でも一般質問でも答弁させていただいておりますが、市民の方全体に対する説明会につきましては、組合での事業計画が明確になってから組合で行われるものと考えております。

以上です。

(委員長) 40分になりましたので、諏訪三津枝委員の質疑を終了いたします。

(坂本) 予算書の124、126にまたがったコミュニティバスフラワー号の件について質問させていただきます。

まず、利用頻度が高い川里から北鴻巣辺りとか鴻巣辺りに向かっていくところは朝、夕方非常に利用が多いと思うのですが、それ以外のところも含めて現状をどう把握されているか伺います。

(自治振興課長) 現状把握でございますが、今回委員会資料としてお見せしたもののほかに毎年1回乗降、ある特定の日にバスに乗りまして、どのバス停に何人乗って何人降りた、通過したという情報をつかみながら、あと市民から日頃お声をいただいている市民の声を踏まえまして実態把握のほうに努めております。



以上でございます。

（坂本）その項目の中で見直し業務委託料というのがありまして、その現状把握に沿って見直しというのをやっていくと思うのですが、例えば線を変えるとか、便を減らすとか、そういうことはどのように現状考えているのか伺います。

（自治振興課長）令和4年度予算にフラワー号の運行見直しの委託料ということで計上させてもらっております。具体的な内容といたしましては、市民2,000人を対象に郵送でのアンケートを行います。あと、バス車内にアンケート用紙を設置し、利用者にもアンケートを行います。そうした中身を検証いたしまして、新運行の基礎を固める予定でございます。ですので、来年度アンケートを取る、あと利用者からも声を聞く、それを踏まえて運行ルートについては地域公共交通会議に諮りながら決めていきたいと思っています。

以上でございます。

（坂本）デマンド交通とか、また乗合タクシーとかあります。そちらのほうを利用してもらったりということもあっていろいろ減便とかもやられたと思うのですけれども、そういうことも含めて考えていくということでもよろしいですか。

（自治振興課長）公共交通、フラワー号、ひなちゃんタクシー、デマンド交通、公共交通のものでございますので、一体的に考えていきたいと思っています。

以上でございます。

（坂本）そちらのところに待合所撤去工事というのがあります。これがどこなのかというのと、あと待合所ってほかにあるのでしょうか。現状どこにあるとか、ポールが立っているだけのところも非常に、それがメインだと思うのですけれども、どうでしょうか、伺います。

（自治振興課長）この待合所撤去工事なのですけれども、これは朝日バスの民間路線バス、旧川里時代に設置したようなのですけれども、朝日バスの真名板路線、宮坂医院を通過して真名板に行く路線なのですけれども、そこの屈巢の停留所のところに民間の敷地のところに入って停留所

が設置されております。地権者の方からいろいろ家族の事情もありまして土地を返してほしいということがございましたので、そこを撤去するというので費用を計上しております。

以上でございます。

（坂本）答弁漏れで、ほかに待合所とかがあるのかどうかもちょっと。

（委員長）答弁漏れです。

（自治振興課長）申し訳ございません。民間路線バスのお話なもので、特に待合所というところをちょっと現状で把握はしておりません。

以上でございます。

（坂本）建物はないということですか。いわゆる雨露を防ぐ建物を置いているところというのはないですよ。ちょっと確認です。

（自治振興課長）駅のターミナルは屋根があると。あとそれ以外はございません。

（坂本）そうすれば、待合所撤去工事のことについてもう一度。これは、朝日バスのほうで設置したものを市の出費でやるということでしょうか。

あと、フラワー号が通る停留所が置いてあるところにこの待合所があったのか、ちょっとそこも含めて確認です。

（自治振興課長）合併前の話でございまして、市の、当時町の要請で、町が借りてそこに設置したという経緯がある中なものですので、市のほうで原状復旧をするという流れでございまして。

以上でございます。

（坂本）答弁漏れで、そこはフラワー号の停留所だったかどうかをお願いいたします。

（自治振興課長）フラワー号の停留所ではございません。

以上です。

（坂本）続きまして、デマンド交通運行事業のほうに行きますけれども、デマンド交通と乗合タクシー、これ対象者も違いますし、ルールも多分違っていると思っていて、私は利用したことがないのでちょっとよく分かっていないのだけれども、利用者にとってはこのルール、利用してい

ればちゃんと把握できているのかどうか。これから利用する人はちょっと難しいかもしれないですけども、利用している人、うまく使い分けられているかどうか伺います。

（自治振興課長）デマンド交通につきましては、高齢者の利用が非常に多いです。ですので、使い分けている、はっきり使い分けられているかとなると、問合せも多いものですので、逐次丁寧に説明しております。その中で、デマンド交通の乗り合い型のこのす乗合タクシーとひなちゃんタクシーの違いを幾つか紹介させていただきますと、乗合タクシーにつきましては予約ができます。ひなちゃんタクシーは、予約はできません。このす乗合タクシーは、一律の料金でやっておりますので。ひなちゃんタクシーについては、500円、1,000円、1,500円、2,000円ということで4段階制になっていると。乗合タクシーにつきましては利用回数の制限はございませんし、ひなちゃんタクシーについては利用回数の制限があるというところで、窓口では丁寧に説明しております。以上でございます。

（坂本）今回乗合タクシーを1台増やして、デマンド交通から乗合タクシーのほうへ少しずつ移行してもらいたいという流れだと思うのですが、コミュニティバスフラワー号と、それからこのデマンド交通事業の予算の大枠としては2億数千万ということになってしまっている。この枠というのは維持していこうとしているのか、もう少し減らせないかと考えているのか、その辺はどうなのですか。バスも含めて。

（自治振興課長）減らすのかという部分のご質問でしたが、やはりひなちゃんタクシーにつきましては、さきの質問にも答弁したのですが、やはり使うだけどんどん支出が増えると。それで、市の単独財源ということでございますので、ひなちゃんタクシーにつきましては極力抑えていくと。その代わりに、乗り合いについては、利便性が高まるよう乗り合いのよさをどんどんよくしていくというところが一つ考えとしてあります。

以上でございます。

（坂本）それでは次に、234ページ、コウノトリ飼育施設管理運営事業の

ところをちょっと質問させていただきます。

今は無料でやっていたいでいる中で、中学生を超える、高校生以降ですか、100円かかるようになると思うのですが、一度行って、さらに何度行っても楽しくというか、よく利用していただけるというか、リピーターがいるような施設に、有意義に使っていただけたらというふうには思っているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

(環境課副参事) 確かに一度見て、もう来なくていいよというふうにならないように、また来ていただけるようにいろいろと工夫してやっていきたいと思っております。

以上です。

(坂本) 現在無料ですけれども、何か市民の人が、そういうところで無料にして積極的にアピールしていくという可能性はあるかどうか伺います。

(環境課副参事) ご指摘の点も含めまして、免除規定というもののの中で、市と共催する事業のときには入館料を免除することができる等、そういったことございますので、いろいろとそういった関係団体とも調整を今後していきたいと思っております。

(坂本) 次に、このとりパートナー事業に行きますが、会員になるのに大人500円、中学生以下無料ということをお伺いしております。会員数の目標とかはあるのか伺います。

(環境課副参事) 当初予算の歳入のほうでの積算の基礎になりますが、大人500円に対して200名の想定というところで10万円、子どもにつきましては無料でございますので人数の想定はせず、多くの方に入っていたきたいと思っております。

以上です。

(坂本) ポータルサイト掲載手数料とありますが、どんなホームページをつくっていくのか伺います。

(環境課副参事) こちらの事業につきましては、鴻巣市商工会のほうの管理しております鴻巣市の地域情報ポータルサイト「このす広場」、こちらのほうに既に鴻巣をイメージした新商品のほうの取組を続けてお

りますので、そちらのほうのページをもう既に作成しております。来年度は、また新規分を載せるというふうなイメージでおりますので、ぜひ「このす広場」のほうのページのほうも御覧いただけたらと思っております。

(坂本)会員さんになっていただいた方にSNSで発信してもらおうとか、そういうご協力もいただけたらばこの周知が進むのではないかと思います。その点について伺います。

(環境課副参事) コウノトリの事業につきましては、鴻巣市の公式YouTube等でも動画を発信するなど、様々なSNSを活用していこうというふうな方針で動いておりますので、委員ご指摘のとおり、ファンクラブにつきましても様々な媒体を使って情報発信に努めたいと思っております。

(坂本) それでは、264ページの道の駅整備事業の質問をしたいと思えます。

今回の予算についてはアクセス道路用地の取得ということでしたが、この道の駅整備事業に関連して今後のスケジュールとか、何をいつまでに完成させるとか、その辺の今後のスケジュールを伺います。

(道の駅整備プロジェクト副参事) それでは、今後のスケジュールについてお答えさせていただきます。

整備計画では、令和7年度を工事完了と予定しております。来年度造成工事を行いまして、その後施設の設計、工事と進むことになりまして、工事の完了を予定しております。

以上でございます。

(坂本) それから、アグリゾーンというものをつくるということですが、その内容と、その担い手というのはどのように。計画でアグリゾーンをつくっていくという計画があると思いますが、中身と、それから担い手、その辺はどうなっているのか伺います。

(道の駅整備プロジェクト副参事) アグリゾーンにつきましては、道の駅の来訪者が農を楽しむ場として活用できると考えております。どこが管理するかにつきましては、道の駅の施設内にアグリゾーンは設置され

るため、一体となった管理運営面での活用が高いことから、来年度選定を予定しております管理運営候補者による管理を考えております。

以上です。

(坂本) アグリゾーンでは何を造るかとか、その辺は今まだ決まっていない状態ですか。一応そこを確認です。

(道の駅整備プロジェクト副参事) 詳しいことにつきましてはまだ決まっておりませんが、来年度事業者を決める中で事業者の提案を受けまして決めていきたいと考えております。

以上です。

(坂本) そうしますと、道の駅で扱う販売する商品とか、そういうものも今こんな感じみたいなものはあるのですか。今後決めていくということですか。ちょっと確認です。

(道の駅整備プロジェクト副参事) 委員さんのおっしゃったとおり、今現在は特段これをとというのは決めていないのですが、先ほど申したとおり、来年度管理運営候補者を決めますので、その後どのようなものを取り扱うかについては決めていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午前10時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) 272ページの商店街にぎわい促進事業に移ります。

議案の説明のときにものづくり大学と連携しということがあったと思うのですが、どのようにものづくり大学が関わるのか伺います。

(商工観光課長) こちら経緯というか、その辺からまずお話しさせていただければ、もともと昨年12月に中小企業及び小規模企業振興基本条例策定に当たりまして、懇話会というのを組織させていただきまして、その中に教育機関代表者としてものづくり大学の先生が参加していただきました。その方がその懇話会の中で、ぜひまちづくり、そういった商店

活性化についてご協力したいというようなお話がございまして、そこからまず始まったお話でございます。今回、実際にものづくり大学、次年度以降3年間にわたり実際調査ですとかいろいろなものをお願いするのですけれども、具体的には実際に商店の実態、事業承継ですとかいろんな課題、問題点があると思うのですけれども、そちらについて直接お店のほうに行ってヒアリング等を行った調査、併せて空き店舗、未利用地等々の状況等を確認させていただきまして、それをまず基本調査、基礎調査といたしまして、次年度以降、ではどういったことができるのか、実際にものづくり大学のほうでもワークショップ等を実際に行っていたらというお話もいただいておりますので、その辺について今後はまたもろもろ提案等をさせていただく中で、ものづくり大学さんと詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

(坂本) それは、ものづくり大学のどういう学科の先生がやりたいと言っているのか。建築とか、そういうことですか。ちょっとどういう学科の方なのか伺います。

(商工観光課長) すみません。今手元に学科まではちょっとあれなのですけれども、都市工学ですとか、まちづくりを専門にやられている先生がおりまして、田尻要、大学院の教授の方になります。実際の調査についても大学院の学生が中心になって行っていただけるというふうに伺っております。

以上です。

(坂本) よりよく進めてもらえたらと思いました。

続きまして、その事業の中の街路灯撤去工事で、水銀灯をLEDに替えていくということなのですが、この街路灯は所有は市のものなのですか、それとも個人のものだったりとかするのでしょうか。

(商工観光課長) こちらの街路灯の撤去につきましては、今現在、もともと中山道を中心としました商店会が持っていたもので、その後商店会自体が解散等をする中で、街路灯保存会とかいろいろな組織それぞれあるのですけれども、その保存会自体もやはりお店がなくなる中で、個人の

住宅なんかも次々とできてくる中、維持費というのをそれぞれ徴収していたのですけれども、それが実際保持できなくなったという中で、その保存会のほうから市のほうに街路灯寄贈という、一応無償寄贈みたいな形でこちらのほうにいただく中で、当然防犯灯の基準等もありますので、不用というか、必要最小限のもの以外は抜かせていただいて、その防犯灯、街路灯等の維持ということで、市のほうでその撤去代というものを計上しているということでございます。

以上です。

（坂本）分かりました。それは鴻巣の商店街のことだと思うのですが、吹上のほうの商店街でも街路灯を街路灯組合が維持していると思うのですが、その辺の補助とか、市がどういうふうに関わっているのかはどうなっているか教えてください。

（商工観光課長）吹上のほうも街路灯のほうの保存会等ございまして、実際毎年そちらの方につきましては街路灯の本数等に応じまして、防犯灯の役割も果たしているというところも含めまして、電気代の一部補助をさせていただいております。

（坂本）その一部補助というのは、金額でいうとどれぐらいなのか、分かれば教えてください。

（商工観光課長）すみません。今ちょっと手持ちでお持ちしていませんので、後で調べまして回答させていただきたいと思います。

（坂本）では、後でお願いします。

続きまして、商工会補助事業と、それから中小企業者支援事業にまたがって、創業支援事業費補助金と、それから起業家支援事業補助金ってあります。多分この補助事業と支援事業については、商工会を通していろいろ周知とか案内をしていくと思うのですが、鴻巣には住んでいるのだけれども、商工会にも参加していないし、今事業はやっていないという方への案内とか周知というのは、それをやる人はアンテナ高いのかもしれないのですけれども、その辺はどうなっているか伺います。

（商工観光課長）ご質問いただきまして、まず1つ目の創業支援事業のほうなのですけれども、こちらにつきましては商工会が実際に創業者向



けにいろいろなセミナーですとか、そういった講座等を開催しているものとなっております。

次に、今回新たに商工会に出すものとして、専門家派遣事業補助金というのが実はございます。こちらがどういったものかといいますと、今委員のほうからも広報というか、周知というのでしょうか、そういったものもお話しいただきましたけれども、市としましては、まず商工会を通じてやっぱり商工振興というのは一つ図られていくものかなというふうに考えております。その中で、専門家派遣というのがどういったものかというのと、実際に商工会のほうで実際にいろんな日々相談等を受けているのですけれども、その中でいろんな専門家の派遣、例えば中小企業診断士ですとか、社会保険労務士ですとか、そういったものの派遣を行うことによって、まず商工の振興、将来的な経営革新計画等につながるような相談にまずつなげていきたいというようなことを考えているところで

次に、商工会を通じてということなのですが、周知等についてはやはりホームページですとか、SNSですとか、今いろんな方法等がございまして、そういったことをまず使っていきたいというところと、通常やはり創業される方って市のほうにも相談来られる方たくさんいらっしゃるのですけれども、まずは商工会のほうで相談をまずしてみてくださいというようなご案内もさせていただいておりますので、そういったことをぜひご活用いただければなというふうに考えております。

あともう一点、先ほどの街路灯のほうなのですけれども、1基当たり5,000円ということで計算させて、街路灯のほうを補助させていただいております。

以上です。

(坂本) それでは、そのページの空き店舗対策事業というのがありまして、150万の予算がついております。これは、場所はもう決まってついているのでしょうか、それとも予算取りだけしているということですか。

(商工観光課長) こちらにつきましては、毎年ご相談いただいている中で、そこから初めて、その空き店舗の当然要件というのでしょうか、そ

ちらに合致しているかどうかがございますので、まずご相談いただいて、そこから選定していくという形になります。

以上です。

(坂本) それでは、昨日見学させていただいたにぎわい交流館について概略伺いたいのですが、営業時間が何時から何時までなのか、それからあと中が、幼児のスペースもあったりしました。まず、営業時間教えてください。

(商工観光課長) 営業時間なのですけれども、1階のカフェと2階の多目的室、いわゆる食品加工室等あったと思いますけれども、まず1階のカフェですが、午前9時から午後5時半まで、2階のスペースにつきましては午前9時から午後5時までというふうになっております。なお、カフェにつきましては、2階等の延長利用ということで、申出等があれば午後9時半まで利用できるというような内容となっております。

以上です。

(坂本) 1階のスペースは、カフェのような使い方を、喫茶店みたいな感じになるのかなと思うのですが、何も注文しなくても、幼児とか子どものスペースもありました。これは、何も買わなくても使えるのか、それともやっぱり何かしら買ってなのか、どうなのかなと思ったので伺います。

(商工観光課長) コミュニティーの部分もございますので、何も買わなくとも、地場産品等売るスペースもございますので、当然そちらだけ見に行らっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった利用というのは当然出てくるのかなと思います。ただ、利用される方からすれば、当然そちら買われない中でその奥のスペースを使われるのはなかなかというところがあるのかなと思っております。

以上です。

(坂本) それでは最後に、316ページの災害支援体制整備事業ということで、これは主に総合体育館の空調設備の導入が予算的に非常に大きいと思うのですが、そこではなくて、防災倉庫への物を購入したりとかということの予算がこの消耗品費ということで入っているのではなかったです

か。ちょっとそこを確認です。

（危機管理課長）防災備蓄センター、それから防災倉庫、こちらに入れる物資は、需用費の消耗品のところと、それから備品購入費の防災用備品、こちらが備蓄倉庫に入れる物資になります。

以上でございます。

（坂本）この消耗品とか備品とか、これの何をいつまでにということで、その辺のスケジュールどうなっているか伺います。

（危機管理課長）備蓄センターにつきましては、おおむね5年間で備蓄センターの中を全て、備蓄の完了をしたいと考えております。

以上でございます。

（坂本）5年間で備蓄品を、5年かけていろいろなもの、消耗品とかを買っていくということですか。

（危機管理課長）はい、委員ご指摘のとおりでございます。食料品等は5年間かけて、分けて購入をしていきたいと考えております。

以上でございます。

（坂本）それは、消費期限とか、そういうものとの関係ですか。私は一遍にあの中に全ての物が埋まってしまうのかなと思ったのですけれども、その辺はどうなっているか伺います。

（危機管理課長）そちらについても、委員ご指摘のとおり、万が一、できれば災害がないほうにこしたことはございませんので、そういったときの賞味期限が切れるのを段階的に排出するよう、分割して購入したいと考えております。

以上でございます。

（坂本）分かりました。

それから、災害が万が一起きたときのことについてなのですが、ここに防災倉庫があるということを市民の皆さんが知らないといけないし、またどう支給してもらえるのかについて、その辺の周知とかはどうなっているか、ホームページとか広報に載せたりとかするのかもしいないですけども、その辺はどうなっているか伺います。

（危機管理課長）こちらの備蓄センターに置けるものに関しましては、

原則としては避難所における避難者、こちらについては各指定避難所に備蓄倉庫を設置させていただいております。そちらに必要量を備蓄させていただいておりますが、これが足りない場合、備蓄センターからプッシュ式で搬入するというような形を考えております。そういったことを今後は、先ほどお話のあったとおり、ホームページ、それから広報等で周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(大塚) それでは、項目を申し上げますと、5項目にわたり伺いたいと思います。今回は新年度予算に関する部分であります。どうしても過去の経緯、数値等も何点か伺うことになると思いますので、よろしくお願ひします。

ここしばらくいろんなことが世の中で起きておりまして、例えばコロナウイルスもそうであります。また、この前議会としての決議をした、何が目的かよく分かりませんが、大きな国同士が戦争を起こしているというのはいわゆる予想をしなかった不測の事態に当たるかと思ひます。

そこで、ちょっと1点先に伺いたいこととありますが、今般よく耳にする話題とすると、例えば皆さんがよく車を利用する際に、要らない車もあるらしいですけれども、ガソリンについては原油価格が高騰をして、市民生活や産業にも恐らく影響は出ているかなと思ひます。具体的には、市民生活においては今申し上げた価格の高騰、またコロナの影響もあると思ひますけれども、日常品の値上げ等も時折ニュースに流れていります。

そこで、伺いたい質問内容ですが、それらがいわゆる市民生活を圧迫、影響を及ぼしているわけとありますが、今現在、今申し上げた原油価格の高騰や、主に食品になると思ひますけれども、その値上げに対して具体的に市民生活部として何か対応しているかどうか、この点はいかがでしょうか。

(市民生活部長) 今委員ご指摘のとおり、原油価格高騰、長引いております。また、ここに来て食料品等、生活に欠かせないものの値上がりもございまして、その上コロナも収まっていないという中、市民生活への

影響、特に経済的影響は大変大きいものと捉えております。

対応の現状ということですが、市としては各部署におきまして原油価格高騰への対応に、直接的ではございませんが、市民生活の支援も含めまして、必要な方へは様々な支援策を講じているところでございます。市民生活部におきましては、市民生活の日常の足となる公共交通事業がございまして、コミュニティバス、またデマンド交通につきましては、市民に負担が生じないように、料金の値上げ、また縮小という選択をしないで、補助金等の増額で不足分の補填をしているところでございます。また、本市に乗り入れている路線バスでございますけれども、原油価格高騰の影響はあるとは思っておりますし、当然あるものと捉えておりますが、現時点では補正、当初での予算対応は考えておりません。いずれにいたしましても、市民が日々利用している公共交通におきまして、急激な料金値上げ、また減便、そして路線廃止など、市民の生活に影響が生じないように、その時々の方情により必要な支援を講じながら、市民の日常の足を安定的に維持していくことに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

（大塚）ただいまの答弁では、いわゆる交通手段に関してという部分であります。

改めて、もし思い当たるところがあればということでお伺いしますが、新年度予算、令和4年度予算の中で、具体的にいわゆる不測の事態が生じた場合、こんな事業の中でこんなことが検討できるとか、検討すべきかなど、いわゆる具体的な事業名の中で思い当たるところがあれば幾つか挙げていただければと思うのですが、新年度の事業の中ではイメージとしてはいかがでしょうか。

（市民生活部長）先ほども申しましたように、市民生活部では公共交通事業が主かなとは思っております。不測の事態が起きましたら、その都度そういったことを補正等に計上して対応していきたいと思っておりますが、市全体としましては、地方創生臨時交付金もございまして、その補助金を活用して、必要な支援をこれから考えていかなければいけな

いかなとは思っております。

以上です。

（大塚） それでは、同じような内容になりますが、今度は環境経済部に向けて伺いたいと思います。

主に産業、いろいろな業種がありますが、携わっている方がたくさんいらっしゃる、それらのフォロー、バックアップをするのがある意味環境経済部の業務になっていると理解をしています。とりわけ原油が高くなってということで、何か一部には国会議員の方々も現地、いわゆる市内にあちらこちら調査に行かれて、主に農業関係だと聞いておりますが、いわゆる燃料費というのですか、暖房費がかさんでしょうがないと、その現状を調査されているようなことも聞いております。

そこで、同様の質問になりますが、今般原油価格が高騰していること、あるいは場合によると、これ業種に限らずなのですが、原材料の値上げ等も時折耳にすることが多くなる中で、例えば商工、あるいは農業従事者等に対してその影響を及ぼしていることについて現在何か対応していることがあるのか、この点はいかがでしょうか。

（環境経済部長） それでは、質問にお答えします。

まず、農業関係です。私たちのほうでも一部の議員さんが動いていることを確認しております。農業のほう、特にハウスだとか施設園芸だと思うのですが、それらのほうも少なからず値上げの影響というのが出てきているのは分かっております。そんな関係で、私たちのほうも農業者に直接話を聞きに行っております。そうした中で、国の議員さんも動いているということになると、まずはそちらのほうの国の動きというのもちょっと慎重に見ていかななくてはいけないのかなということになっております。花に関しては、どっちかというところこのコロナ禍でも売上げのほうは少しいいというような話もあって、このエネルギーに関しては少し様子を見ていきたいなというふうに思っております。

また、商業等、ほかの先ほど出た市民生活に伴う値上げだとかというのは、こういった商業のほうにもひたすら出ております。また、原材料等が上がって経営が厳しいという声もあります。そういった中で、市のほ

うとしては、事業者支援を3年ほどずっとやってきております。そういったものを来年度も継続してできるのか、またこれは消費喚起、経済対策ということになると思うのですけれども、グルメプラスをやってきているとかいうようなことで、そして消費喚起のところも含めて、ある面では値上げに、少しでも市民生活を楽にするというところにはなっているのかなと思います。引き続き、先ほども市民生活部のほうがありましたけれども、コロナの臨時交付金もまたあるということですので、その用途をしっかりとそういったものに対応できるものにしていくということで考えていきたいというふうに思います。

以上です。

（大塚）もう間もなく4月になると新年度になるわけですがけれども、具体的には例えば暖房費については冬の間の支払いが4月以降になることが多分あるのだと思うのです。年度替わってすぐに、実はこれだけコストがかさんでしまっていて大変なのだよという相談というか、悩み事が担当課に寄せられることはあると思うのです。そういった場合は、話を聞くだけだったら幾らでもできると思うのですけれども、本来市民の、いわゆる産業に関わる皆さんでそういう悩み事、相談があった場合は速やかに、どこまでできるかはいずれにしても、対応すべきかなと思いますが、そこら辺窓口の対応も含めてその取組としてはいかがでしょうか。

（環境経済部長）原油高に伴ってその影響を受けているというのは、農業関係者だけではないのです。運送業であるとか、今言ったタクシー業であるとか、燃料を直接使うような業種もたくさんあります。そんなような中、市のほうとしてはそういった方たちの意見というのもやっぱり聞いていかなくてはいけないということなので、全体的な意見を調整しながら、臨時交付金なりがどう使えていくのかということで調整をしてみたいと思います。

以上です。

（大塚）それでは、質問3点目であります。241ページの下になります。大気・土壌・水質環境対策事業のところですが、今年度の予算を見ますと、昨年と比較をして約20万ほど減額となっております。この具体的な

中身について伺いたいのですが、多分大気、土壌、水質、それと昨年の説明の中で騒音も多分これに含まれていたかなと思うのですが、まず初めに伺いたいののは各調査項目の主な内容、どんな内容が調査ということで進んでいるのか伺います。

（環境課長）大塚委員のご質問にお答えします。

こちらの大気、土壌、水質等の調査につきましては、主に大きく分けると3つに分かれておりまして、まずダイオキシン類の調査、2つ目が河川、水路等の水質調査、3つ目が自動車騒音の調査となっています。調査の内容としましては、ダイオキシン類の調査につきましては市内の大気環境のダイオキシン類の濃度の調査、河川、水路等の調査につきましては水質汚濁の状況の調査を行うことを予定しています。自動車騒音につきましては、自動車の騒音に対する調査となっており、いずれの調査につきましても調査箇所を設定し、調査を行うことを予定しております。以上です。

（大塚）予算書を見ますと、調査委託料がこの事業のほとんどでありますので、確かに大きく3つということで、その内容については理解をするところです。

具体的には、毎年やっている事業でありますので、その数値が分かりやすいかどうか分かりませんが、具体的に調査結果を判断して、その推移についてはどのように判断をされているでしょうか。

（環境課長）お答えします。

今年度の調査結果から説明させていただきますと、まず初めのダイオキシン類の調査に関しましては、全ての地点で環境基準を満たしております。

次に、河川、水路等の水質汚濁の調査についてなのですが、こちらについては例年17か所程度を設定して調査を行っているのですが、その中の4か所で生物化学的酸素要求量、いわゆるBOD、そちらの数値が環境基準よりも若干超えている箇所がございました。

次に、自動車騒音につきましては、こちらも例年違う場所を実施をしているのですが、こちらにつきましては今までに環境基準を超えた



ことはございません。

以上です。

（大塚）今の答弁で、水質については17か所というのが分かりました。水質検査に関してであります、何か所かがBODの数値が基準値を超えているという答弁でありましたが、BODの基準値を超えるその原因、要因、それについてはもう科学的にこれというのが分かっているのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

（環境課長）具体的なこれというものはちょっと今申し上げにくいのですけれども、やはり生活排水とつながっている場所もございますので、そういったものから流れたものが影響、それ以外のものもあるかもしれませんが、そういったものが影響して一部の調査箇所ですらそういった環境基準を超えてしまっているものだと考えております。

以上です。

（大塚）水質調査の項目の中で、汚濁の状況を見るわけですが、なぜに濁っているかとか、何か特定の物質がそこに含まれているとか、そういった具体的な調査項目というのは分かれていますでしょうか。内容的にはどうなっていますか。

（環境課長）今調査結果のほうを手元にございませんで、具体的なものはちょっとお伝えできないのですけれども、今、今年度の委託についても来週ぐらいで委託業務が完了しますので、そういった完了報告書の中には細かい部分にも記載がされているものと考えています。

以上です。

（大塚）その点については、分かり次第で結構ですので、お知らせをいただければと思います。

続きまして、253ページ、上段中ほどにあります、ごみ不法投棄防止事業であります。予算を見ますと、昨年と全く同じ、同額が計上されております。この中で初めに伺いたいのは、根本的な部分であります、不法投棄処理の対象物、どんなものを指して不法投棄と称するのか、これについてはどのようになっているのでしょうか。

（環境課長）お答えします。

不法投棄の対象となるものにつきましては、家庭ごみ集積所及び資源回収ステーションに出されたルール違反のごみが主なものになりますが、そのほかクリーン鴻巣市民運動で回収したものであるとか、自治会や各地区の環境衛生連絡会において独自に実施していただいている地域クリーンの清掃活動において、市民の皆様によって集められたものも対象とさせていただきます。また、ルール違反のほとんどは分別の異なるごみが混在しているごみ袋や、粗大ごみとして処理されるべき寝具類や家具類などとなっております。また、タイヤやコンクリート片、漬物石、オイルヒーターなどの市で収集をしていない処理困難物なども含まれております。

以上です。

（大塚）今、何項目か具体的に幾つか挙げていただきましたが、ここ数年間の中で、例えばこういうものが増えているとか、こういうものが新たに出てきたとか、その傾向、推移については、もし調査してあれば内容を伺います。

（環境課長）傾向につきましては、その年度年度によって、今答弁させていただいたようなものが主なものでございますが、件数につきましては過去5年、集積所から回収させていただいた不法投棄の件数ですけれども、平成28年度につきましては195件、平成29年度は218件、平成30年度は214件、令和2年度は218件、令和3年度は、1月末までの実績ですけれども、180件となります。

以上です。

（大塚）そこで改めて伺いますが、令和4年度、この不法投棄防止に関する事業の中で、こういった4年度のテーマとか目標とか、方針とか、何か決めてあることがあれば、その内容について伺います。

（環境課長）お答えします。

令和4年度につきましても、今まで行っている活動については継続していくとともに、ルール違反ごみが残されている集積所にはルール違反ごみがさらに出される事態が起きる可能性がありますので、環境衛生委員の皆さんや掃除当番の皆さんなどと連携しながら、迅速に対応してまい

りたいと考えております。

また、道路上や公園などに不法投棄されたごみで、各所管課で処理できないタイヤや粗大ごみなどの処理困難物も想定されますので、所管課と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(大塚) 今回、環境課の所管する事業について今2点ほど続けて質問したのですが、これ関連が実はあるのです。水質検査の中で、あってはいけないものが基準値を超えると水自体が正常ではないという。それも何か所かあった。具体的な理由についてはいずれにしても、水が汚れているという一つの現実。それから、今伺った、ごみとしてルール違反のものがいわゆる野ざらしというか、あちらこちらに捨てられていると、当然それも、大気にも影響があるかもしれませんが、どちらかという水質汚染にも関わってくるのだと思うのです。実は両方が最終的にどこに行くかという、海洋汚染の大本になるのではないかなと私は思っているのです。今、不法投棄の大体、物はこんな感じ、量的には、件数的にはという答弁がありましたが、捨ててはいけないもの、イコール不法投棄物、本来この中にもいわゆる石化製品と言われるプラスチックですとか、ビニールですとか、そういったものを含めていかない、捨ててはいけないというのを私は皆さんに知らせるべきかなと思うのですけれども。これは環境課だけで、あるいは環境経済部だけの問題ではないのですが、一生懸命鴻巣市もいろんな宣言をしているわけなので、やっぱり環境に対して負荷をどうやって減らしていくかというのは大きなテーマではあると思うのですが、まず身近で分かるところからという意味では水質汚濁、水を守りましょうという簡単なフレーズから、それからこんなものもいたずらに捨ててはいけませんというのをもうちょっと明確にして令和4年度以降取り組んでいかないと、環境保全というか、環境を守ろうということ自体もなかなか分かりづらいところがあると思うのですが、その点について大きな枠というか、くくりの中で、最終的には今申し上げたように海洋汚染なのですけれども、そこにたどり着く前に自分たちのところで止めようというような意識で事業展開をしていったほ

うが、後になって後悔することがないように私は早いタイミングで必要かなと思うのですが、その点環境経済部として、取り組みますという返事ではなくても、取り組む必要があるかないか。できたら私は速やかにやったほうが良いと思うのですが、そこら辺の捉え方についてはいかがでしょうか。

（環境経済部長） それでは、質問にお答えします。

環境経済部ということで、市を挙げてというようなことにはなるかと思えます。そのリーダー的なものがうちの環境課になるというふうに思っております。ゼロカーボンシティを宣言したということで、来年度、少なからず二酸化炭素を減らしていくというような施策の補助金も入れております。ただ、その中で、生活している人、やっぱり市民がしっかりとそれを意識していくということが一番大事なことなのだと思うのです。ごみの不法投棄にしても、それを出す人がいる、それをどうやっぱり意識を変えていくかということが必要ですので、環境課、そして鴻巣市を挙げてそういった環境施策の意識向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）最後の質問になりました。275ページの上段になります。ひな人形の街鴻巣PR促進事業であります。補助金として計上されているのが、いわゆるびっくりひな祭りの補助金になっていると思えます。まさにまだ終わったばかりですので、ホットな話題ではあるのですが、あくまでも新年度予算についてというタイミングですので、あえて今年の状態については伺いません。そうはいつても、ここ2年ばかりコロナの影響もあってなかなか見に来てください、お越しくくださいという言葉がかけづらい状況ではあったと思いますが、担当課として見える範囲で結構なのですが、市民の皆さん、いわゆる市内へはどのぐらい認識をされているのか、伝わっているのか。細かい数字は結構ですけれども、イメージとしてどんな思いでいらっしゃるか、それはいかがでしょうか。

（商工観光課長） この鴻巣びっくりひな祭りにつきましては、やはりひな人形のまち鴻巣、鴻巣の人形づくり、ひな人形のふるさと鴻巣をまず

市内の子どもたちをはじめ市外にも広くPRし、多くの人たちに夢の提供とまちの活性化が図れるよう、市民ボランティアによる手作りの祭りとして平成17年2月から始まったというものでございます。その中で、細かい数字云々と、ちょっと委員さんのほうからお話ありましたけれども、一つの指針というか、これまで実際に来場された方にアンケートを実は取っておりました。その中で一つ参考としてお示しできるのが、2020年を最後に、コロナの関係もございまして、ちょっと調査等をしておりませんが、2019年のアンケート調査からまいりますと、市内の方が大体28%、市外の方が72%というような数字となっております。やはり市内の方についてはポスターですとかホームページ等々、当然ひな人形のまちというところで皆さん認識、認知等はされているのかなとは思いますが、イベントとしてなかなか、毎年市内の方が多く来られるというよりは、やはり市外の方が来られるところが多いのかなというふうに感じているところです。

以上です。

（大塚）あわせて、市外の認知度といいますか、どのぐらい皆さんが興味、関心を持っていただけるかという数字も分かりましたので、そこでちょっと別の角度から伺いたいのですが、平成17年からということになるともうかなり長い間やっております。確かに見ていると毎年、会場によって違いがあるのですけれども、いわゆるバージョンアップはしているのだと思うのです。ところが、やっぱり人間って不思議なもので、あまり同じものを見ていると、いわゆる慣れというのが非常に怖いのです。それが怖いから少しずつ手を加えて今に至っているのだと思うのですけれども、令和4年度、来年の3月のことになると思うのですけれども、新たな取組、新たな展開について何か今の段階であればお伺いをします。

（商工観光課長）ここ2年、やはりコロナウイルスの関連もありまして、展示中心というようなイベントになりました。それ以前は、実際にメイン会場なんかですと色々な催物ですとか、ハーバリウムですか、作成ですとか、折り紙教室やったりとか、いろいろなものに取り組してまいりました。次年度以降、まずコロナの状況等を見ながら、またその辺につい

ては新たな展開等を図っていきたいと思っております。

また、もう一つ、従来サテライト会場として4か所やっておりましたけれども、今年度新たに2か所、北新宿生涯学習センター、コウノトリ野生復帰センター天空の里の2か所を新たに、展示だけという形ですが、そちらのほうにも会場等を増やさせていただきました。今後もまた展示できるところ、皆さんといろんなところを関係部署と相談しながら、またちょっと増やしていきたいなというところがまず1つ。

もう一つが、今委員のほうからもご指摘ありましたけれども、サテライト会場におきましては、まずひなの里におきましては古い歴史あるひな人形等を中心に飾っております、その中で観光協会の職員が解説等を行っている。花久の里におきましては、茶室がございますので、そちらにつるしびな等を飾る。パンジーハウスでは、花ひな人形ですか、飾るなど、それぞれの展示会場によっていろんな特徴等を出して展示しているところです。今後もそれら工夫等しながら、特徴のある展示等を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

(大塚) いついつどこへ行きましたという自分の日記として、インスタとかツイッターでその写真を時々見るのです。私はやっていないのですが、それは、ある程度そういった対応ができる、いわゆる自分の趣味というか、できる範囲の中でやっている方がほとんどだと思うのですが、そういったことも含めてなかなか電子的というか、SNSが得意でない世代の方も、年齢にかかわらずやっていない方もいらっしゃるって、例えば鴻巣びっくりひなフォトギャラリーみたいなのを前向きにちょっと取り組んで、いろんな会場で撮った写真とかを、人の顔が写ると云々ということもありますけれども、そういったことをその仕掛けた側の今後の宣伝の媒体としてやるというのも、ああ、こういうところ、こういうところ、行かない人にも目に映るので、私ある一定の効果というか、面白みはあるのかなと思うのですが、そういった新たな取組をしていただくことは検討に値するかどうか、その点はいかがでしょうか。

(商工観光課長) びっくりひな祭りにつきましては、実際に実行委員会

等もございますので、そちらの方たちとの当然ご相談になると思います。いろいろな方法、委員さんから今提案いただいたところも当然考えていかしていけないところとっておりますので、今後またいろいろ工夫等をしてまいりたいとっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 01 分)

---

(開議 午前 11 時 13 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、令和4年度一般会計予算の質疑をさせていただきます。質疑項目が多いので、端的に質疑をさせていただきます。また、通告書の中でミスプリが幾つかありますので、読み上げ訂正しながらやらさせていただきます。

それでは、まず歳入のほうで、24、25ページの下の方の地方譲与税の中の森林環境譲与税について、前年度と比べて288万円のアップとなっておりますので、その増減についてお聞きをいたします。

(農政課長) 森林環境譲与税についてご説明いたします。

これは令和元年度から譲与されておりますが、令和元年度の譲与額が460万6,000円でございます。令和2年度の譲与額が979万円となっております。この譲与額が上がった理由なのですが、当初の試算では令和元年度はそのままの譲与となっております。令和2年度以降の譲与額については、当初の計画よりも前倒しして譲与税が譲与されております。その前倒しの理由なのですが、自然災害が多発しているような状況の中から、災害防止等の観点から森林整備の推進が喫緊の課題であり、この課題に対応するため譲与税を前倒しするというところで、総務省と林野庁のほうからそのような指示が来ているというところで、全国的に譲与税が前倒しして交付されているというような状況となっております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、本市においてはどのような形での活用をされているのかをお聞きいたします。

(農政課長) 本市の活用なのですけれども、当初は使途が定まっておりましたので、令和元年度につきましては基金に積立てということで積立てをさせていただきました。そして、令和2年度なのですけれども、令和2年度も同様に基金に積立てをさせていただきました。ただ、その後、一部にぎわい交流館の備品購入費として一部の譲与税を充当させていただきました。今年度なのですけれども、今年度におかれましては、小学校、中学校の木工室、図工室の机、椅子を購入することとして充当させていただいたことと、花久の里の生け垣の資材の購入費の一部に充当させていただきました。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、小中学校のほうの机、椅子のほうは計画的に提供していくというか、供給していくという形で検討されているのでしょうか。

(農政課長) こちら所管課は教育総務課になるのですけれども、市内小学校、中学校、全ての学校の木工室、図工室、必要とあれば教育総務課のほうで計画的に入れ替える予定で作業を進めることと伺っております。

以上です。

(羽鳥) それでは、次の32、33ページの上のほうの、環境課のほうの不燃物ストック場使用料についてなのですが、この状況についてお聞きをまずいたします。

(環境課長) 羽鳥委員のご質問にお答えします。

本市においては、市内の3か所にストック場を設置しております。まず、上谷にあります不燃物ストック場においては、市内全域の燃やせないごみ及び容器包装類、ペットボトルなどの資源類を一時的に保管する場所となります。

次に、川里のストック場は、現在委託業者に貸し出し、収集運搬車両などの車両置場となっております。



最後に、吹上のストック場においては、委託業者の敷地を一部借り上げ、吹上地域の粗大ごみの一時保管場所としております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、この使用料は川里と吹上のストック場の使用料なのですか。

（環境課長）お答えします。

こちらに計上させていただいている金額につきましては、川里ストック場のみの使用料に対する金額となります。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、その使用料の算出根拠というのはどういう形なのでしょうか。

（環境課長）お答えします。

算出根拠につきましては、鴻巣市の行政財産使用料に関する条例によりまして、評価額に面積を掛け、1,000分の3.5を乗じて12か月分を掛けて算出した額となっております。

以上です。

（羽鳥）担当課としては、このストック場は用途的にはもう市としてはなかなか活用の用途がないのでしょうか。以前、東日本大震災のときは、放射性物質の影響のある残土置場になっていたのです。それ記憶しておるのですが、最近はずっと業者のほうにお貸ししていると、使用料をいただいているという状況なので、この調子でいけば払下げも可能性としてあるのかなと思ってしまうのですが、その点お聞きいたします。

（環境課長）お答えします。

羽鳥委員のご質問のとおり、東日本大震災のときには残土置場ですとか、あとは市内の住宅で瓦等が落ちた状況もありましたので、そういった瓦を一時保管するような場所として使用していたケースがございます。しかし、川里の不燃物ストック場につきましては、ストック場の形態でありますので、状況等を見ながら、そういった払下げ等についても今後調査研究していきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは次に、2行下のコウノトリ野生復帰センター入館料についてお聞きいたします。

前任者の質問のほうで14万7,000円の額の算出根拠は理解させてもらったのですが、何といたっても正式に令和4年度から本格的に市民の方をはじめ、いろいろな地域の方にコウノトリを見てもらおうという一番旬なときなのです。その旬なときに1日10人ぐらいの来館者のシミュレーションということで、随分寂しい算出だなと思っておるのですが、令和4年度どのような形で運営していくのかをお聞きいたします。

(環境課副参事) 委員のおっしゃるとおり、10人というところにつきましては、予算編成の過程において有料で一般の方に公開する施設といったものの実績がなかった中での想定であり、過大に積算することはいかなものかといった中での最低限のもの、科目存置という話も財政当局と協議したのですけれども、やはり考え方というのを予算でしっかり表すべきだろうというようなところで、今回最低限の金額という話になっているところがございます。現状といたしましては、今後のものについては、来年度につきましては一般の来館者はもちろん、市内外の、特に市内の小中学校であったりとか、保育所等の児童生徒の受入れ等を積極的にやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

(羽鳥) 最後に1つ。他市の小中学校の子どもたちの受入れも積極的に行っていくということでしょうか。

(環境課副参事) 鴻巣市の取組についてPRになると考えておりますので、他市の児童生徒の受入れも可能と考えております。

(羽鳥) それでは、次の62、63ページの下の方の、環境課のコウノトリの里づくり基金繰入金4,658万3,000円について、今後の用途についてお聞きをいたします。

(環境課副参事) 今後の用途につきましても、こちらの基金の繰入金につきましましてはコウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくり、こちらの推進のために活用していきたいと考えております。

(羽鳥) そうしますと、具体的にどのようなものにお金をかけるかお聞

きいたします。

（環境課副参事）具体的な事務事業で申し上げますと、コウノトリの里づくり事業、こちらの、今年度でいいますと生き物調査でありますとか、夏水、冬水田んぼに対する補助金等の環境づくりのための費用、もう一つはコウノトリ飼育施設管理運営事業における飼育に係る経費、また光熱水費等、館の運営に必要なもの、そういったものに充当していく予定でございます。

（羽鳥）次に、70、71ページの下の方3分の1のところですか。後期高齢者健康教室・健康相談等補助金について、内容と実績についてお聞きいたします。

（国保年金課長）後期高齢者健康教室・健康相談等補助金につきましては、後期高齢者の健康診査を実施しました医療機関の医師が対面で健診結果を説明するとともに、個々の健診結果に合わせて生活習慣上の注意事項やフレイル予防も含めた健康教育や保健指導等を行う場合の経費について、埼玉県後期高齢者医療広域連合が補助金として交付するものです。令和4年度から予算計上をしたため、まだ実績のほうはございませんが、健康診査の受診者1人当たり803円が交付されます。令和3年度につきましては、当初予算のほうには計上しておりませんが、こちら受診者7,700人に対して令和4年度と同様の618万3,100円の補助金のほう、決算対応ということで歳入のほうを見込んでおります。

以上です。

（羽鳥）大体そうしますと、医者の方からのアドバイスというのをもらえらると思うのですが、時間的にはどれぐらいもらえられるのでしょうか。

（国保年金課長）結果の説明になりますので、人によっていろいろ、話が長かったりするとかというのもあると思うのですが、10分前後になるかなというふうには思っております。

（羽鳥）では、時間がないので、次の72、73ページの中段のところですか。コウノトリファンクラブ会費負担金についてお聞きいたします。

まず、想定数としてはどのようなお考えかお聞きいたします。

（環境課副参事）会員につきましては、大人の会員を200人想定しており

ます。また、子どもの会員につきましては無料というふうに考えておりますので、人数の想定はしておりません。

（羽鳥）このファンクラブなのですが、全くまだ未知のものなので、お互いなかなか言えない部分もあるのですが、コウノトリを見ても実際あれ、私まだあの場で見えていないのですが、体重四、五キロあって、翼広げれば2メートルある、結構おっかないぐらい大きいのです。車のそばに、コウノトリではなくても、サギでも飛んでくるとびっくりするぐらい大きいのです。だから、かわいいとか、そういう魅力ではないと。そういう点、どういうふうな形でコウノトリの魅力を提供してファンクラブに入ってもらうか。なかなか難しいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

（環境課副参事）実際に施設にご来館いただいている方の感想でも、その大きさにびっくりして、中には委員のように怖いねというような感想を持たれる方も確かにいらっしゃいます。ただ、そういった方も含めてコウノトリの里づくり事業全体を支援くださる方であったりとか、コウノトリをシンボルとしたまちづくり、まちなにぎわい創出等、そういったところに共感してくださる方も含めてファンクラブのほうに入っていただけならなと思っております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、やはりもうコウノトリ伝承の地ということで、鴻巣ですから、今後シンボルと言わず市の鳥としてこのコウノトリを活用というか、登録していく方向というのはあり得るのでしょうか。それを検討されていますか。

（環境課副参事）現在、市の鳥というものが定まっておきませんので、そういった議論も将来あり得るのかなというふうに思いますが、いろいろと調査研究していきたいと思っております。

（羽鳥）それでは、次のすぐ下のコウノトリ餌販売収入について、この算出根拠をお聞きいたします。

（環境課副参事）こちらの予算9万円につきましては、1日3組、1人100円、そして300日ということで、100掛ける3組掛ける300日というこ

との積算根拠になっております。

（羽鳥）これどういう餌かちょっと、私本会議で説明されたかどうか覚えていないのですが、どういう餌を提供するのでしょうか。

（環境課副参事）現在、コウノトリの餌につきましては、冷凍のアジまたは冷凍のワカサギを解凍してコウノトリの餌としております。また、生き餌、荒川のほうで取れるようなオイカワでありますとかコブナというようなものも、入手できた場合はあげております。今回の餌販売につきましては、それら入手できた餌について提供をしていきたいと思っております。

（羽鳥）よく奈良に行きますと鹿に鹿煎餅というのをあげていますがけれども、えらい量をくれているのです。鹿のほうもおいしく食べているのでいいかとは思いますが、コウノトリ、ちゃんと餌をもう定時に頂いているはずですし、その上で餌をあげて結局腹を壊す、体調を崩すということはありませんでしょうか。

（環境課副参事）ご指摘のとおり、そういったリスクがないように、現状もコウノトリに1日1羽当たり500グラムというのがめどになっているのですけれども、あげた量に対して飼育のスタッフが毎日量を、どのくらい食べたかというのを管理しております。したがって、こちらの餌の提供の方法につきましても、基本的なコウノトリが食べる量はしっかりと飼育のスタッフがあげた上で、1日に市民の方、来館者の方が提供できる量を決めていきたいと思っております。

（羽鳥）了解しました。

それでは、歳出のほうに移ります。ページ122から123です。上のほうの地域防犯体制支援事業について内容をお聞きいたします。

（自治振興課長）本事業では、犯罪が抑止され、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防犯講習会等の開催や自主防犯パトロールグループへの活動支援を行うことにより、市民の防犯が高まり、地域防犯への取組が活発化することを図ることを目的としております。また、犯罪抑止や犯罪発生後の早期解決に有効である防犯カメラの設置を行っております。

以上でございます。

（羽鳥）鴻巣市は、非常に治安のよいまちとして、県内でもトップクラスだったのです。ちょっとじり貧で少し下がってきたかとは思いますが。現状と、あと令和4年度以降、そこにどのように、より一層犯罪のない、治安のよいまちということをお聞きいたします。

（自治振興課長）行政報告でも報告しておりますが、犯罪認知件数の年度別推移につきましては、平成29年が777件、令和2年が588件という形でなっております。直近の令和3年においては486件（P.52「531件」に発言訂正）という形で、大幅に減っております。ですので、引き続き今の現体制、地域の防犯パトロールと防犯の講習会、また防犯カメラの設置を継続することにより、地域の安全、防犯が保たれるかなと思っております。

以上でございます。

（羽鳥）了解しました。

次、124、125ページの下の方の、次のページにまたがるのですが、公共交通の維持事業について、現状とフラワー号運行見直し業務の委託料の内容についてお聞きをいたします。

（自治振興課長）フラワー号の利用状況につきましては、令和3年4月から令和4年1月末までの利用数は、累計で約32万5,000人となっております。令和2年度に比べ約3,600人、率にして約12%の増加となっております。

また、フラワー号の運行につきましては、5年ごとの運行を見直しており、令和6年度から新たな運行をすることになります。運行の準備としまして、市民の意見を反映し、効率的かつ効果的に運行するために、令和4年度は市民2,000人対象に郵送でアンケートを行うほか、バス車内にアンケート用紙を設置し、利用者を対象にアンケートを実施します。想定されるアンケートの集計は1,200通を想定しております。それを基にアンケート結果報告書の作成、運行経路図案などを作成していきます。

以上でございます。

(羽鳥) このアンケートなのですが、ちょっと具体的に言ってしまうと、うち4人家族なのです。子どもが2人なのですが、実際フラワー号を使っているのは子どもの、上の子どもが学校行くので使わせてもらっているのですが、4分の1の確率なのです。それアトランダムに結局アンケートを送っても、6割の回収率ってなかなか難しいと思うのです。もっと言ったら、生きた意見が回収できるかどうか。以前にフラワー号に実際同乗されて、インタビュー形式で実情をお聞きされたような、そういうケースがあったのを私記憶しているのです。そういうことはされないのですか。

(自治振興課長) 委員ご指摘の車内での同乗でのアンケートについては、今回する予定はございません。ただ、車内にQRコードをつけたものを設置して、インターネットでもアンケートが取れるようにすることを考えております。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、令和4年度にアンケート調査で集計して、令和5年度に地域公共交通会議を行って、それで方向性を決めるという、いつもながらのやり方になってしまうと思うのですが、なかなか実際の運行の時刻表とか出るといろんな地域で問題起きるのです。ですから、決定する前に説明会、そのような形をしていただいて、できる限り地元の声、なかなか反対があるのであれば、こういう理由で、実際乗る方が少ないんで時間が減ってしまいました、またここに止まれませんという説明がぜひとも、自治会を通してでもいいから、必要だと思うのです。そういうことを検討されていきますか。

(自治振興課長) 委員のほうから大切なご意見いただきました。まず1個、令和4年度にアンケートを実施して、地域公共交通会議で運行経路案を令和4年度に選定します。それで、令和5年度に運行事業者を決定します。繰り返しますが、令和4年度にアンケートを実施しまして、地域公共交通会議を4年度に開いて、運行経路を決定して、5年度には運行事業者を決定します。委員ご指摘の住民の周知とか地域の声ということで、できる限り地域の声を反映した形で、よりよいコミュニティバス

の運行に努めたいと思います。

以上でございます。

（羽鳥） それでは、次の138、139ページのパスポートセンター管理運営事業について、現状はそこそこ把握しておるのですが、令和4年度の想定数についてお聞きをいたします。

（市民課長） それでは、お答えいたします。

現状について、平成30年度、パスポートの交付申請者につきまして3,143件、令和元年度が2,910件、令和2年度が365件と。今年度の1月末現在で251件ということで、委員ご指摘のとおり9割減ということになっているのですが、令和4年度の想定としては、例年ですと3,000件近くの申請が今までもあると。世界的にコロナの影響等もあるのですが、令和3年になってワクチンの接種も進んで、世界的にもコロナは収束に向かって、そういった経済が動き始めているところもあると。本市についても、3回目のワクチンの接種が既に開始されております。そういったことも踏まえまして、申請者が今後回復を見込まれるということの明るい材料もありますので、そういったこともありますので、例年どおり3,000件程度を令和4年度も見込んできております。

以上でございます。

（羽鳥） 結構です。

それでは次に、同じページの、その下のコンビニ交付事業について、現状と庁舎発行数、窓口交付ですね、それとの比較をちょっと改めてお聞きいたします。

（市民課長） お答えいたします。

年度別で申し上げますと、令和元年度、コンビニ交付は2,955部、令和2年度が7,182部、1月末現在ですと1万1,300程度、今発行されております。庁舎内での発行部数を申し上げますと、令和元年度が11万7,000部程度、令和2年度が9万8,000程度です。令和4年度1月末現在で8万9,000部程度ありまして、コンビニの利用割合ですが、令和2年度で約7.3%で、令和4年度1月末現在で12.8%おおよそありますので、毎年度上昇しているというような状況でございます。



以上です。

(羽鳥) では最後に、以前も聞いたのですが、やはり目標数値というのを立てないのでしょうか。それをお聞きいたします。

(市民課長) 目標なのですけれども、国のほうは令和4年度中にほぼ全国民に取得することを目指すということなのですけれども、交付円滑化計画というのがあるのですが、あくまでもそれにのっかって鴻巣市も100%に近い数字を上げてはいるのですけれども、なかなか現状が追いついていないところもありますけれども、それに目標に向かって交付率が伸びるような、そういった施策を展開してまいりたいと思います。  
以上です。

(羽鳥) それでは、次の234、235ページの一番下のほうです。コウノトリ飼育施設管理運営事業についてお聞きするのですが、約2,800万円の予算が計上されております。これ5年後も10年後もこの数字でいくのかどうか、それをお聞きいたします。

(環境課副参事) こちらの事業における金額の主なものにつきましては、飼育業務委託の費用が主なものになっております。したがって、コウノトリの飼育業務の体制が今のままのを継続していくとなりますと、これに近い金額はかかるのかなというふうに考えております。  
以上です。

(羽鳥) ちょっと幾つか飛ばしまして、258、259ページ、農業委員会運営事業について、農業委員さんの職務の確認についてお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な必須事務に位置づけられました。農地等の利用の最適化の推進とは、1つ目として担い手への農地利用の集積、集約化、2つ目として遊休農地の発生防止、解消、3つ目として新規参入の促進のことをいいます。法律上、農業委員は農業委員会の区域内の農地全体について責任を負い、会議の場で発言をし、議決権を行使するのに対し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が定めた担当区域において担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消等の地域における現場活動を通

じて農地等の利用の最適化のための活動を行うこととされています。また、農地利用最適化推進委員は、総会に出席して、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べるができることとなっておりますので、担当する区域の案件が審議される場合には、農地等の利用の最適化を推進する立場から意見を述べてもらっております。

なお、現場活動につきましても、農地利用最適化推進委員のみで行っているわけではなく、農業委員も一緒に活動しており、実際には二人三脚で各種活動に取り組んでおります。

以上です。

（羽鳥）農業委員さん、また推進委員さんにおかれましては、農地の適正管理に尽力されていること、心より敬意を表する次第です。

そして、大きな3点を今お聞きしたわけなのですが、今やはり大きな問題が土地を管理する人間がなかなかいないと。土地を持って余している人間と、あと小作というか、耕作をしてもいいよという方のやっぱり橋渡し、中間管理機構は非常に大事なわけなのですが、農業委員さんのほうにおいて適正管理をするためにその橋渡し役をしていただきたい、するべきだと私は思っておるのですが、その点についていかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）中間管理機構の事業につきましては、中間管理機構が借り受けた農地を耕作者にまとめて、まとまりのある形で配分して貸し付ける事業でありまして、埼玉県の農林公社が知事から指定を受けて事業を実施しているものでございます。農業委員会といたしましても、その活用を推進する立場であると考えております。

以上です。

（羽鳥）以前、私のうちも農家だったのですが、農機具が老朽化してしまったりとか、なかなかやはり耕すことができないということで、相対で土地の貸し借りをしておったのですが、やはり契約の下にしっかりと処理をするということが非常に、貸しても借りても安心できるのです。だから、そこはしっかりと、なかなか契約するのがおっくうだという農家

の方もまだ多々いると思うのですが、そこをしっかりと農業委員会のほうでも指導していただいた上で、中間管理機構を適切に使って管理していただくということをより一層推奨していただけないものかということをちょっと確認したいのですが、いかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）担い手への農地利用集積、集約化につきましては、地域で話し合いとか農地の出し手、受け手の利用調整、相談の対応、農地中間管理機構との連携などの活動が必要になってくるかと思えます。令和2年度、3年度におきましては、コロナウイルスの関係であまり人の集まりがなかったものですから、うまく活動もできなかったところもあるのですけれども、今後このコロナウイルスの進展、今後どうなるか分からないのですが、そちらの社会状況等も勘案いたしまして、農業委員、推進委員ともに求められた役割を果たしていくことによって農業の健全な発展に寄与してまいりたいと考えてございます。

以上です。

（羽鳥）それでは、次の質問です。264ページ、265ページの道の駅整備事業について1つお聞きをいたします。

管理運営者は令和4年度決まるのかどうかをお聞きいたします。

（道の駅整備プロジェクト課長）管理運営者につきましては、今年度、来年度に向けた管理運営者選定支援作成業務というのを行っております。これに伴いまして、来年度、管理運営者をしっかりと決めていきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）この選定方法は、どのような様式を取るのでしょうか。

（道の駅整備プロジェクト課長）来年度予定しております管理運営候補者の選定業務、こちらにつきましては公募という形を取ることになると思うのですけれども、そこら辺につきましても来年に募集に向けて現在調整しているところとなっております。

（羽鳥）それでは、最後の318ページ、319ページの上のほうです。自主防災組織等支援事業について、東日本大震災からもう10年以上たったわ

けです。そういうことで、記憶が随分と薄らいでしまったと、恐怖に対しても薄らいでしまったという状況で、いかにこの自主防災の体制を維持するか、また啓発できるかお聞きいたします。

(危機管理課長) 現在、鴻巣市の自主防災組織の結成率は、4月1日時点で63%です。こちらを結成率を上げるために私ども防災の講演会、それから自治会等が開催いたします集まり等に出向かせていただきまして、自主防災組織、また災害は必ずやってくるものだということで啓発活動をさせていただきまして進めているところでございます。

(羽鳥) 新しく自主防災を組織するということも必要なのですが、つくってあるところがなかなか、もうなあなあになってしまって、今活動がほとんど停滞しているのです。そこに対して、しっかりと体制を維持してほしいと、より活発化してほしいということを担当課としてどのような形で啓発できるかお聞きいたします。

(危機管理課長) こちらにつきましては、確かに活動についてご質問を伺っているような自主防災組織の方はございます。そういったところには、私ども出前講座という形で防災セミナー等に出向かせていただくとともに、また活動に当たっては活動費補助金、それから資機材整備費補助金、それから防災訓練を行う際の合同防災訓練実施補助金等、そういった金銭的な支援も行っております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時53分)



(開議 午後零時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、自治振興課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可をいたします。

(自治振興課長) 先ほど羽鳥委員の地域防犯体制支援事業の質疑の中で、令和3年の犯罪認知件数を486件と発言しましたが、正しくは531件が正しい件数です。申し訳ありませんでした。

(委員長) ただいまの訂正の発言については、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き質疑を求めます。

(小泉) それでは、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算について、通告順に従って質問をしたいと思います。

初めに、123ページの地域防犯体制支援事業についてなのですが、昨日の補正予算の中にも20台設置しているということで答弁があったのですが、今年の防犯カメラの設置場所、そして何か所設置するのかを伺います。

(自治振興課長) 何か所設置するかの質問でございました。場所につきましては、JR鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅周辺に合計6か所の設置を予定しています。場所については、詳細な場所はまだ決定しておりませんが、周辺道路の交差点や駅自由通路への設置を検討しております。以上でございます。

(小泉) そうすると、今までの20台の中で、駅周辺に設置ある場所よりさらに広がるというのですか、防犯する場所が、通路という部分もあるかとは思いますが、イメージとしては広がりながら防犯地域を防犯カメラで監視するというようなイメージでよろしいでしょうか。

(自治振興課長) 委員のおっしゃるとおり、広がる、あと人が集まる場所にできる限り配置していくというところでございます。以上でございます。

(小泉) それとあと、今後の予定なのですが、昨年度の予算でも6台ずつ毎年更新されていくのかなというイメージなのですが、今後はそのような予定でいるのかちょっと伺います。

(自治振興課長) 設置する限りには、次は維持管理というものが発生してきます。ですから、その維持管理の費用というのでも発生してきます。

それを考えなければいけないのと、あと機械製品でございますので、一定の期間で買い換えなければいけないという部分もありますので、そういうところを見極めながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

（小泉）その機械の耐用年数というのですか、耐用年数は大体どれくらいのもので、壊れてから更新するのか、何年ごとに新しくするのかという、その辺の計画が決まっているようであれば教えていただければと思います。

（自治振興課長）詳細な計画は決まてはいないのですが、機器の性能としまして60か月の修理保証がついているということ踏まえて、今後どのぐらいのサイクルで交換していくかということについて検討をしていきたいと思います。

以上でございます。

（小泉）あと、大塚委員からの昨日の減額補正のところちょっとあれだったのですけれども、今回も同じ478万5,000円ですか、これ減額補正の同じ時期に今回6台、昨年が6台、今回も6台ということで、数字的には昨年度と同じなのかなというところなのですけれども、そこはやっぱり減額についての今回、来年度予算は減額をしなかった理由とか何かあれば。その数字的なのを、リリースする時期がずれたのかとか、その辺ちょっと分かれば教えてもらえればと思います。

（自治振興課長）令和3年度の予算も令和4年度も、直近でメーカーから見積りを徴収しております。それに基づいて予算計上をしているところです。

なお、入札結果というのは時の社会情勢によっていろいろ変わってくるものがございますので、令和4年度予算につきましては見積りを徴収した結果に基づいて予算計上しているというところがございます。

以上でございます。

（小泉）そしたら、次の141ページ、住居表示整備事業について伺います。これの具体的な事業内容についてちょっと教えていただければと思います。

(市民課長) それでは、お答えいたします。

これの具体的な事業内容ということですので、住居表示というのは住居表示に関する法律に基づきまして市が定めた住所ということになります。地番が土地ごとにつけられた番号であるのに対して、住居表示、住居ごとに振り分けた番号ということになります。したがって、住宅ですとか、共同住宅もそうです。あとは店舗を新築した場合に、土地の地番とは別に、建物に対して住居表示番号を設定するというのが必要になってきます。この事業の内容は、この住居表示番号の設定に、土地及び家屋の住居表示の番号が載ったA1サイズの紙の台帳というのがあるので、それを基にして決めるのですが、この台帳がいかんせん昭和の時代に作成されたもので、何年かというのが本当に不明なので、それがかなり経年劣化して損耗が激しくなってきたということもあって、毎年度街区を定めて、契約した業者に現地調査を行った上で新しく再編成するというものになります。今度、今まで紙だったので、これ耐久性が悪いということですので、耐熱性、防湿性だとか、あとは透明性、それを備えたポリエステルフィルムを使用した新しい台帳を整備するといったものがこの業務の委託の事業となっております。以上でございます。

(小泉) ちょっとホームページのほうを見ると、住居表示とかということで説明があったのですが、地番表示というのですか、それとあと住居表示実施地域というところで、その差というのですか、ほかの住居表示実施地域ではないところというのは、イメージとしては住居の住所を建物に設置しなければいけないような、ということよろしいのですか。表札に出すみたいな感じのイメージでよろしいでしょうか。

(市民課長) 住居表示をつけるところというのは、市街化調整区域とか関係なしに住居表示地区というのを設定したところはあるのですが、よく委員も御覧になったと思いますけれども、ブルーのプレートとか、柱にいろいろ住所を、何丁目何番何号というような、そういったのを設定すると。地番地域というのは確かにあるのですが、地番というのは土地についての番号、それが住所に、イコール地番ということ

すので、イメージ的には市街地のほうは住居表示を設定しているということになります。

以上です。

（小泉）これから今後の話なのですが、行く行くは鴻巣地内全域が、要は電柱に書いてある住所表示というのですか、何々の何丁目とかという部分が表示ということだと今理解したのですが、それが今は携帯で地図とかを見れる時代だとは思いますが、電柱を見ながら家を探すとかという部分で、引っ越しの業者さんとか、私も昔バイトしていたときあったのですが、それを見ながら住所を探しながらという部分で、分かりやすくエリア的な部分が広がっていく予定でいるのでしょうか。

（市民課長）現在のところ、この住居表示に変えてくれといったような地域からの要望、お話等もないので、住居表示をこれ以上拡大することは、今のところは予定はありません。委員さんがおっしゃったようにスマホなり、そういったので住所を探す方、ナビでも出ますけれども、あとは地番地域とか住居表示で分かりますけれども、その辺については今のところ現行のままということになっております。

以上です。

（小泉）あと、最後に1点なのですが、各地域、住居表示実施地域に住まわれている方というのは、家の標識に住所を表示しなければいけないとかというのはあるのでしょうか。

（市民課長）特に義務というのはなく、中には表示をしていないというお宅もありますので、これは義務化されているものではございません。以上です。（P.64発言の訂正あり）

（小泉）それでは、253ページのごみ不法投棄防止事業について伺います。ごみ不法投棄処理委託料の不法投棄されたごみがあった場合の対応について伺います。

（環境課長）小泉委員のご質問にお答えします。不法投棄されたごみがあった場合の対応についてですが、本来であれば不法投棄をされた方が適切に処分をされることが望ましいと考えており



ますけれども、しかしながら不法投棄をされた方が不明な場合が多く、ほとんどが不法投棄をされた土地の所有者の方、または管理者の方が処分することになっております。日々環境課のほうにも市民の皆様からご相談等寄せられるケースが多いのですけれども、そういった場合は環境課の職員が現地に赴いて、現地の環境衛生委員の方や自治会長さんと連携しながら対応をしているのが状況です。

以上です。

（小泉）では、逆に土地、田んぼとかに不法投棄された場合というのは、確認なのですけれども、それは土地の所有者が処分をしなければならないということでしょうか。

（環境課長）お答えします。

土地の管理者に処分をしていただくというのが原則になっておりますけれども、状況によっては、場合によると大量の産廃を捨てられてしまったとか、そういうようなケースも考えられますので、そういったようなケースの場合には警察にも入っていただいて、その後、処理等の相談、対応の仕方等は土地の所有者の方と一緒に連携して対応しているのが現状です。

以上です。

（小泉）あと、ボランティアグループとかの団体さんが、元荒川の川の清掃をしたりしているボランティアのグループの方がちょっといるという情報を得たのですけれども、そういうボランティアでゴミ拾いをしたときに川の中からとか、不法投棄されたものを拾ってきたときの場合とかというのは、市のほうとして何か対応とかというのはあるのでしょうか。

（環境課長）お答えします。

市内全域においてボランティアグループであるとか団体の方が清掃していただける清掃活動に対しては、事前に市内のどこでいつ活動して、排出されたゴミがここにありますというようなことを事前にお知らせしていただければ、清掃活動していただいた後にこちらのほうから回収に伺っているような状況です。

以上です。

（小泉）逆に、そういう団体が軽トラックとかお持ちとか、そういう場合とかで、どこどこにごみを、拾ってもらったものをどこかに持って行って対応していただくとかということはあるのでしょうか。

（環境課長）お答えします。

通常、地域で行っていた清掃活動に関してはこちらで回収させていただいているところなのですが、状況に応じて、そういった回収の方法をするというのを事前にお知らせしていただければ対応することも可能と思われれます。

以上です。

（小泉）そしたら、次の同じページ、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て防止事業についてなのですが、重点区域指導委託料とありますけれども、この重点区域というのはどこでどのような指導が行われているのでしょうか。

（環境課長）お答えします。

路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域につきましては、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅で設定されております。範囲につきましては、鴻巣駅は鴻巣駅東口駅前ロータリーから免許センター前まで、鴻巣駅西口については鴻巣駅西口ロータリーから鴻巣駅西口交差点まで、北鴻巣駅については東口駅前ロータリーから北鴻巣駅前交差点まで、西口については西口駅前ロータリーから直近交差点まで、吹上駅については北口駅前ロータリーから旧中山道まで、南口につきましては南口駅前ロータリーから直近交差点までとし、いずれの駅についても駅連絡通路を含んだ範囲となっております。この範囲におきましてシルバー人材センターのほうに委託をさせていただいて路上巡回業務を行っており、ごみのポイ捨てや路上喫煙等について指導及びごみ拾いを行っております。また、ごみのポイ捨てや路上喫煙を指導する際は口頭で指導を行い、従わない場合については勧告、命令を行い対処しております。

以上です。

（小泉）その指導の中で、口頭注意ですか、口頭注意されたときに今ま

でトラブルとかというのはなかったのでしょうか。

（環境課長）私が聞いている範囲では、特にトラブル等があったというのは聞いておりませんが、例えばこういった指導や勧告、命令に従わなかった場合、過ち料、過料を科すとのことが規則で定められておりますが、そういった過料についても今まで過去において実績がないということを知っています。

以上です。

（小泉）ちなみに、その過料というのは幾らぐらいなのでしょう。

（環境課長）お答えします。

過ち料、過料ということですので、規則で2,000円ということにさせていただいています。

以上です。

（小泉）それでは、273ページの商店街にぎわい促進事業です。補助金のところなのですが、鴻巣おおとりまつりには補助金がついているのですが、鴻巣夏まつりや吹上の夏祭りについて補助金はないのでしょうか、伺います。

（商工観光課長）お答えします。

鴻巣の夏祭り補助金、吹上の夏祭り補助金でございますけれども、こちらにつきましては商工会の補助事業のほうで実際に補助を行っているところでございます。

以上です。

（小泉）そうすると、では逆にこの予算内で商工会に補助金を出すというのは、この項目の中にはあるのでしょうか。

（商工観光課長）夏祭り、おおとりまつり等々あるのですが、それ以外、さくらまつりですとか川里フェスティバル参加事業費補助金ですとか、そういったイベント関係の補助金につきましては商工業振興費補助金というものの中でお出ししているということになっております。

以上です。

（小泉）では、その商工会に出しているお金というのは、商工会のほうで使い道を決めるようなことでよろしいのでしょうか。

(商工観光課長) 夏祭り等、おおとりまつりもそうなのですけれども、運営委員会が商工会のほうで主催しておりまして、そちらのほうに実際商工会を介してお出ししているという形になっております。以上です。

(小泉) そうすると、鴻巣市内でコスモス祭りとか鴻巣おおとりまつりとかという部分で、項目としていろんな所管する課のほうで補助金とかという部分で予算が出ているところもあるのですけれども、夏祭りに関して市からそういうふうな感じで補助金を出すということ、項目上というのですか、商工会に入ってしまうと商工会がどう使っているのかというのは正直分からないと思うのですけれども、鴻巣と吹上の夏祭りに対して補助金を出すというような計画はあるのでしょうか。

(商工観光課長) 実際は運営委員会のほうに商工会を通じてお出ししているというところがございますので、そこに直接出すということは今のところ考えていないところです。

(小泉) 運営委員会のほうに出しているということなのですけれども、その使い先を市が指定するというのもまたおかしな話かと思うのですけれども、項目として鴻巣おおとりまつりとかというお祭りの名目が出ているのであれば、各地域の運営委員会のほうがあると思うのですけれども、それに直接出していくような方向性というのですか、これに使ってねという部分で、アピールではないのですけれども、商工会も同じような考えでやっているとは思っているのですけれども、逆にそのために鴻巣夏まつり、吹上夏まつりに使ってねという意味を含めて予算を組むという意向はあるのかどうか伺います。

(商工観光課長) 夏祭りの、もともとはやはり鴻巣神社、吹上神社のお祭りだったという経緯もございますので、その辺の経緯も踏まえて運営委員会ですか、通じてお出ししているというところが経緯としてあると思います。もう一つ、おおとりまつり、夏祭り、それぞれ実際にどういった支出等をされたかという決算の報告等はいただいていますので、実際どういったものに使われたかというのもこちらのほうで把握しているところがございます。

以上です。

(小泉) 夏祭りに関してなのですけれども、夏祭りがコロナの影響という部分もあって2年間開催されていないのが実情だと思うのですけれども、結構夏祭りって子どもたちが夏休みに入るタイミングとかで7月にいろんなお祭りがあって、夏休みを迎えて夏が来たとかという、人が集まる機会だと思うのですけれども、その辺で夏祭り、今年は予定は、ぜひ開催してもらいたいのですけれども、一応開催予定ではいるのかどうか、その辺1点伺います。

(商工観光課長) 先ほどちょっとお話ししました運営委員会のほうで日程のほうを定めているのですけれども、コロナの関係もございますので、書面により協議を行いまして、鴻巣夏まつりにつきましては7月10日に開催を予定しているというふうに伺っております。また、吹上夏まつりにつきましては、こちらは実行委員会形式になっているのですけれども、こちらは翌週の7月17日に開催を予定しているというふうに聞いております。

以上です。

(小泉) ぜひ、コロナの影響もあるかと思うのですけれども、ではそうすると今の答弁の中で、コロナの影響もありながらも一応やる方向では、そんなにすぐ、あしたやるからお祭りやろうぜというふうにはできないと思うのですけれども、やる方向で委員会なりも動いているということによろしいのでしょうか。

(商工観光課長) やはり夏場、またコロナがどういう状況になるか、当然まだ見えないところはございますけれども、ぜひとも、委員言われるように子どもたちも楽しみにしている、やはり夏の風物詩でもございますので、ぜひ開催していきたいということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(小泉) それでは、315ページの消防団運営事業について。今回、消防団のほうで合併が3分団か、3分団が減るということでこの4月から動き出すと思うのですけれども、これでこの合併に伴う消防団の推移、人数

について伺います。

（危機管理課長）合併はこれからですので、人数のほうはまだ確定はしておりません。ただ、現在のところ新入団員、新しく消防団になりたいという者は6名、退団を予定している者は20名と聞いております。以上でございます。

（小泉）そうすると、その退団される方の人件費というか、報償費というのですか、報酬のほうとかも減額になって今回の予算というのは組まれているのか伺います。

（危機管理課長）令和4年度予算については、新しい、現在20個分団ですが、17個分団になる体制での役員数で予算計上しております。以上でございます。

（小泉）それで、合併した分団で、合併したところで地域が増えてくるのかなというところもあると思うのです。持ち回りの地域というのですか、その辺の再編というのは、今後の予定でも構わないのですけれども、今後の予定になると思うのですけれども、地域の再編、消防団も吹上地域、鴻巣地域、川里地域で3方面隊だったのが4方面隊になったかと思うのですけれども、その中で担当の地域というのですか、地区ごとのその辺の編成というのはどのような考えで今後進めていくのか伺います。

（危機管理課長）分団の管轄区域につきましては、規則でうたっております。この規則のとおりになるのですが、実際の活動や災害時の運用については、活動マニュアルにおいて消防団には周知してございます。以上でございます。

（小泉）そうすると、活動マニュアルに準じているということですが、地域の変更に関して活動マニュアルの変更というのですか、変更になるような考えはあるのか伺います。

（危機管理課長）原則、管轄区域の変更というのは、将来的には今のところ考えてはおりません。以上でございます。

（小泉）そしたら、その下の消防団施設維持管理事業についてなのですが、合併に伴って消防団のポンプ車が収まっている詰所というの

ですか、消防団の小屋とか消防署、その他備品とかという部分の今後の予定はどういう感じで進んでいくのでしょうか、伺います。

（危機管理課長）消防車、消防ポンプ車、それから機械器具置場については、使用する車両、それから使用する機械器具置場、建築年数、それからポンプの状況だとかを考慮いたしまして判断してございます。その他備品については、新しい機械器具置場のほうで使っていただくよう分団のほうにお願いしてございます。

以上でございます。

（小泉）そしたら、その使わなくなった詰所は、行く行くは壊して何か利用するとか、その辺の考えというのですか、もしくは空いている箇所、私の地域の周りでいくと、荒川に近いので、各分団に支給されたボートですか、ボートを川に近い分団の詰所に保管しておくとか川沿いで何かあったときの際とかに、川に入ることはないのかな、水が出てしまったときに地域で使うのかと思うのであれなのですけれども、その辺の対応というのですか、ボートの保管とかというのは考えているのでしょうか。

（危機管理課長）今後使わなくなる消防団の機械器具置場についての利活用についてですが、こちらは今後、各分団、それから団本部を中心として再編に当たっての会議を開いております。それらの中で利活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（小泉）あと、合併する目標値というのですか、今ある分団を何年後に、ほかの分団の地域でも正直団員が少ないというようなのが現状の地域というのもあると思うのですけれども、これから50年後先のことを考えてもしようがないとは思っているのですけれども、5年、10年後、何分団ぐらいを目安に考えているのか伺います。

（危機管理課長）現行の20個分団を今回の再編で、統合で17個分団にいたします。その後の再編、統合というものを現在、分団長会議等で検討しているところです。今後、再編計画にそちらを記載して皆様にご提示させていただいたり、地域の方々にお話を伺ったりしていきたいと考え

ております。

以上でございます。

（小泉）そしたら、最後に1点です。

合併するに当たって、新たな詰所というのですか、地域が広がって、見る範囲というのですか、担当する地区が広がると思うのですけれども、その中で新たな地域の中での中間点というのですか、その辺に新しい詰所、消防団の小屋ももう結構年数がたっているところもあるかと思うのですけれども、その辺の新しく詰所を建てる予定とかというのはあるのかどうか、最後に1点伺います。

（危機管理課長）現在の今回統合する分団の機械器具置場、またそれ以外の分団でもかなり老朽化している機械器具置場がございます。これらについて、こういった施設の再編計画というのを今後立てたいと考えております。それに併せて先日、団本部会議でも問題点として、課題として挙げさせていただきました。

以上でございます。

（市民課長）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど小泉委員のご質問で、住居表示をつけなければいけないのかというご質問なのですけれども、これが鴻巣市の鴻巣市住居表示に関する条例第4条に、それぞれの住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならないというような条文がありました。ただし、これは罰則がございませんので、先ほどの答弁させていただいたとおり、中にはつきたくないといった市民の方がいられるというのは実際事実でございます。

以上のように発言の訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの市民課長の訂正の発言について許可を求めます。

（異議なし）

（委員長）異議なしと認めます。

字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。



初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第19号、一般会計の当初予算に反対の立場で討論をいたします。

市民の生活のための事業もたくさんございます。とりわけ公共交通のところではとても頑張っているなという感じは受けます。私は、今回この議案に対して反対は大きく4つございます。

まず最初が、マイナンバーカードに日本共産党として制度そのものに反対をする立場から申し上げます。まず、発行数が現在4,855枚……（P.67「4万9,552」に発言訂正）

（何事か声あり）

（諏訪）失礼しました。4万です。約5万近くございます。この発行に関しても、もう既に担当課の職員、超過勤務の時間も計上され、そしてさらに会計年度の職員も配置されというところで、私も日頃窓口の対応などを見ておりますと大変な忙しさだと思います。というところで、このマイナンバーカードが発行されています。そして、発行されて、実際に証明書類がコンビニで交付されているわけなのですが、その交付の率を見ますと圧倒的に窓口で交付をしているという状況でございます。あともう一つは、マイキープラットフォーム事業も既に始まっておりますけれども、これはマイナンバーカードにクレジットカードなどのポイント、またマイレージなどを全国各地に導入するものであるということなのですけれども、この協力企業として大手カード会社が入っております。そしてまた、先ほどのコンビニ交付に戻りますが、毎年毎年そのシステムの改修、多額の改修費、国がほとんど出していますけれども、大きく税金を投与しなければ支えられない、そういったマイナンバーの制度であるということです。そして、さらに国民健康保険の番号もひもづけするということで、個人の情報、本来市レベル、地方自治体レベルで管理をする個人情報、市民の情報が国に筒抜けであると、国が管理できてしまう、そういったおそれもあります。そういったところから、まずマイナンバーカードに付随する様々な予算に反対をするところです。次に、新ごみ処理施設整備の問題です。もう既に懇話会が開かれていま

して、当初予算にも56万円（P.67「5万6,000円」に発言訂正）が計上されました。この懇話会は、建設予定地として安養寺、郷地、笠原地域を中心とした自治会の会長さんなどが構成された懇話会ということでございます。施設に直接関係しない道路整備の要望などが話されているのが既にホームページなどで会議録として残っております。新ごみ処理施設は市民全体のものだと思われるのですが、建設予定地の方々だけで懇話会、様々な建設に関わるもののお話をすることそのものがやはり開かれた市政ではないように思います。市民全体で環境を守る工夫、そして知恵を出し合って市民の協力によるごみの減量、また人口減少による自然減のごみ処理施設に対応するようなものが検討されるというのは当然だと思われまます。

そして、3点目は道の駅の整備でございます。こちらにも既にアンケートを取られておりました、配布が180件、回収数が122件、回収率67.8%でございます。そうしまして、道の駅に期待するものは何かと申しますと、やはり地元の農産物が魅力だということがこのアンケートの中でも言われておりますが、鴻巣市の農家の状況はやはり、生産物がなかなかないというところもあると思っておりますが、積極的に出荷したいという方は21.3%でした。また、出荷したくないという方も17.2%あります。こういった状況の中で、市民の協力、市民が要するに主人公となるような道の駅が果たしてできるのかということもあるのと、あとはこちらのほうも大きな税金が投与される、そういったことになります。

4点目としては、コウノトリの飼育施設の予算でございます。こちらのほうはもう既に今年、今年度から飼育施設がオープンしてまして、来場者もあるということなのですけれども、来場者の収入も本当に、僅か1日10人を予定していると。それもどうか分かりませんが。見せるだけのものではありませんが、もともとの環境整備にやはり後れを取っているような予算となっております。コウノトリが本当に鴻巣市で飛べるのかというところが非常に不安もあります。

そういったところでの大きな予算がこの4点につぎ込まれるというところで反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時39分)

---

(開議 午後1時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第20号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時58分)

---

(開議 午後2時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諏訪委員より発言の訂正の申出がありましたので、許可をいたします。

(諏訪) 先ほど反対討論の中で2か所発言を訂正させていただきます。まず、マイナンバーカードの発行数に関しまして、桁を1つ間違えてし

まいりました。4万9,552に変更をいたします。

そして、新ごみ処理施設の懇話会も、56万円と発言しましたが、5万6,000円に訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き会議を進めます。

(諏訪) では、先ほどご説明いただいた国民健康保険税の歳入歳出で質問させていただきます。

まず、歳入なのですけれども、国民健康保険税、前年度より4.6%引上げということになります。ほかはほぼ全てマイナス、減額なのです。被保数は減っているということですのでございますけれども、国民健康保険税が4.6%引き上げられることの要因といたしますか、それとあとは、ほぼ全ての世帯でたしか値上げになったと思われるのですが、もう一度その値上げの幅をお願いいたします。

(国保年金課長) まず、国保税の増額をした要因ということですのでございますけれども、こちらは12月議会におきまして税率改正のほうを行っておりますので、その影響で国保税のほうが増額となっております。影響のほうでございますけれども、こちらが平均で3.99%、1人当たりで3,340円の増額となっております。

以上です。

(諏訪) 全ての世帯で値上げとなりました。ただいまいただいたのは平均のことだと思えます。1世帯3,340円の値上げということなのですけれども、前回の税率の改正のときにおよそ1,000円から4,000円ぐらいの幅での引上げだったと思うのですけれども、一番高い方で幾ら値上げとなるのか、また一番低い方が幾らなのかをお願いいたします。

(国保年金課長) 一番高い方といたしますと、もう限度額に既に行かれています方もございますので、基本的には均等割のほうが6,000円上がっておりますので、均等割は6,000円の増額ということです。それから、所得割については0.2%ということでございますので、そちらが所得の状況によって0.2%上がってくるかなということでございます。

以上です。

(諏訪) 所得階層別の資料を出していただきまして、拝見させていただきました。非常に要するに課税の100万円以下の方が大変パーセンテージが高いということが分かりまして、いわゆる6,544世帯の方が、全体の38.39%だということが今回示していただきまして、やはり低所得の方の割合が非常に高いかなと思うのですけれども、こういった中で、いわゆる持続可能な保険制度にしていくということは、保険税を上げればそれが持続可能なかどうか、何かほかに手段があるのかないのかを伺いたいと思います。

(市民生活部副部長) 持続可能かどうかという話になると、社会保険制度の中で議論するという形になってくるかと思えます。我々は、おっしゃるとおり、階層別のものを示した中だと所得ゼロという世帯が38.39%、こういった方については7割軽減が当然受けられます。逆に言うと、その7割分というのは保険基盤安定という形で国、県、市が負担をしているという状況です。持続可能という話になりますと、今国保制度、30年から大幅に変わりましたので、県内統一という形で事業を進めております。ある程度の負担というのは、これはしていただく形には結論からいうとなってしまうと思えます。全国どこに行っても同一の医療を受けて3割負担とか、2割負担とか、そういった形になります。一方、国民健康保険制度は、現在市町村で税率が違うというのがネックになっているというのが実情です。これを県単位にまずはして、持続的に運営していこうと。今、国保協議会のほうで要望を国のほうに上げているのは、将来的な医療制度の一本化という形で要望しておりますので、我々としては当分の間、県内の統一という形で医療制度のほうの運営を見守っていきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）今回の国民健康保険制度なのですけれども、国保制度なのですけれども、やはり国の国庫補助金が非常に少ないというところが問題だと思いますけれども、全国知事会などは国に国庫補助金を増やすということ要望したり、出していると思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

（市民生活部副部長）30年度の国保制度を改正するに当たって、国は3,400億円の公費を投入するという事で事業を進めていました。平成27年からその前段として1,700億円ほど、基盤安定のほうで軽減措置の拡大という形で1,700億円、一挙に市町村に繰入れのほうが多くなりました。以後、30年度以降は保険者努力支援という形で投入のほうをしています。これが市町村に直接回ってくるのか、ある一定の医療制度の中で補助されるのか、その辺の区分というのは割り振りはございます。ですから、国のほうの平成29年の決算に比べると、基盤安定だとかその辺の繰入れ、当然国、県、市が負担していますが、これは大幅に増加していますので、一般財源というのですか、国の財源が投入されているということになります。

以上です。

（諏訪）あとは、保険者の努力支援分というのがあるかと思うのですけれども、これは鴻巣市においてはこういった評価がされているのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）保険者努力支援制度につきましては、こちらの歳入欄の表の7のところに記載のほうをさせていただいております。令和4年度の見込みでは、5,756万2,000円ということで、県内63市町村のうち高順位で6位というふうな状況となっております。

以上です。

（諏訪）実際には、こういったことが評価されたということになりますか。

（国保年金課長）評価については、いろいろな項目のほうがございます、保険者共通の指標と国保固有の指標と2つに分かれておりまして、

保険者共通の指標の中では特に生活習慣病の発症予防ですとか、重症化予防の取組ですとか、適正受診、適正服薬、データヘルス計画の実施状況ですとか、あとは適正かつ健全な事業運営の実施というところで保険税の収納率の確保、向上、こういったところも高い得点のほうが取れているというような状況になっております。

以上です。

(諏訪) ただいま収納率の高さも評価の対象だったということが分かりましたけれども、国保税で要するに収められないと、滞納してしまっているという世帯、またその額を教えてくださいませんか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 6 分)



(開議 午後 2 時 3 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 今、収税対策課のほうで確認をしておるところなのですけれども、ちょっと時間がかかりそうですので、また後ほど分かり次第お知らせさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長) 諏訪委員、よろしいですか。

(諏訪) ただいまの件数ですので、後ほどいただければと思います。では、国保の最後の質問をさせていただきます。マイナンバーカードがひもづけられる保険証がもう既に交付されているかと思いますが、当市におきましてマイナンバーカードと国保証を合わせた手続を取られた方何人ぐらいいらっしゃるのかということと、あとは対応できる医療機関がどのぐらいあるのか、もしお分かりでしたらお願いいたします。

(国保年金課長) こちらは、まず国保のほうの数字でございますけれども、令和 4 年の 1 月の 11 日現在で保険証のひもづけをされている方が 1,218 名、それから後期高齢者のほうが、時点が令和 4 年の 1 月の 17 日現在でございますが、こちらで 298 名の方がひもづけされております。医療機関のほうなのでございますけれども、令和 4 年の 2 月の 13 日現在、16 の

医療機関、医科が9、歯科が1、調剤薬局が6、合計16の医療機関のほうで保険証利用のほうができるような状態になっております。

以上です。

(羽鳥) それでは、令和4年度国民健康保険事業特別会計予算について質疑をいたします。

ページが分かりましたので、453ページ、右下のところの特定健康診査等事業の中で、特定健診の受診率の推移と向上の啓発についてお聞きをいたします。

(国保年金課長) 特定健診の受診率の推移につきましては、法定報告の数字で申し上げさせていただきますと、平成29年が44.5%、平成30年度が46.3%、令和元年度が46.3%となりますが、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、前年度に比べマイナス6.9ポイントの39.4%となっております。受診率向上の啓発につきましては、「広報こうのす」かがやきや国保日より、市のホームページ、SNS等で啓発のほうを行っているほか、6月と10月の特定健診の受診強化月間につきましては、国保年金課の職員がオレンジのベストを着用しまして周知のほうを行っております。また、啓発用品等作成をいたしまして、国保年金課の窓口ですとか、今コロナでイベント等が中止になっているものですから、イベント会場等でなかなか啓発品の配布等はできないのですが、会議ですね、民生委員ですとか自治会長なんかの研修なんかがあれば、そういったところで啓発用品のほうを配って、啓発のほうに努めております。

以上です。

(羽鳥) 今説明をいただきましたが、令和2年度になりまして県下で11位ということですよ。それで、コロナの影響ということなのですが、コロナの影響はもう埼玉県下どこも同じなので、これはちょっと言い訳にならないなというふうに私理解しておるのですが、今までが1桁台、県下において、非常に優秀な受診率の推移を、来たものですから、令和2年度において残念ながら2桁になってしまったということにおいては、やはり少し鴻巣市の中においても何らかの行動を起こさなければいけな



いというふうに理解しております。やはり早めの健診があってこそ大きな病気にならないように予防できるというふうに理解しておりますので、その点をもう一度改めてお聞きいたします。

（国保年金課長）委員おっしゃるとおり、我々も令和2年度につきましては萎縮というか、ちょっと自粛をしてしまったというところもあるのですがけれども、健診については不要不急の外出には当たらないということと、ご自身の健康管理のため年に1度は定期受診をしましょうということとともに、医療機関のほうでも感染防止に努めて、安心して健診が受けられるということを広く周知をして、被保険者の方の受診控えというか、そういったところを解消していきたいというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）それでは、次の質問で、442ページ、下のほうの国民健康保険運営協議会事業の中の協議会の委員と運営についてをお聞きいたします。

（国保年金課長）鴻巣市国民健康保険運営協議会につきましては、国民健康保険法第11条第2項の規定により設置をされております。委員の定数につきましては、鴻巣市国民健康保険条例第2条の2の規程により定められております。被保険者を代表する委員が5名、保険医または保険薬剤師を代表する委員が5名、公益を代表する委員が5名、被用者保険等保険者を代表する委員が3名の合計18名で構成されております。所掌事務につきましては、鴻巣市国民健康保険に関する規則第2条に規定されており、保険税の賦課方式に関する事項や保険給付の種類及び内容の変更に関する事項などとなっております。具体的には、税率改正や国保事業費納付金、予算決算などを主な議題としておりまして、年に3回から6回程度運営協議会を開催しております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、報酬をいただかない方、2名いらっしゃるということですね。18名ですね、先ほどの説明では。委員の報酬が16名ということなので、2名報酬をもらわない方がいらっしゃるという内容なのですが、そののところと、あと任期についてお聞きをいたします。

(国保年金課長) 報酬をお支払いしていない方につきましては、被用者保険の代表の方2名の方になっております。任期につきましては、令和元年の5月の26日から令和4年の5月25日までの3年間となっております。

以上です。

(羽鳥) 改めてお聞きするのですが、私も国保だよりなどを拝見しておりますのですが、協議会の会長さん、しばらく同じ方なのですよ。もうお幾つになられたかなというぐらいちょっと長期にわたってやっておられるのですが、この状態において令和9年度の県内の市町村の保険税の水準の準統一が行われるという非常に大事な時期なのです。まして、今回は4年間同じ税率でやってきたことを4年度で改正するという事で、大きな分岐点に来たなと思っておるのですが、このような過渡期において今までのような協議会の体制でよろしいのか。ちょっとなかなか人選には口が挟めないと思うのですが、どのような形でこの協議会のメンバーの方は人選されているのかを改めてお聞きいたします。

(市民生活部副部長) 先ほどお答えしたとおり、医療保険だとか被用者保険、こちらについては各医療団体、医師会だとか薬剤師会、そちらのほうから選出していただいている部分、それと被用者保険についてはある一定の県の共済だとか健保協会の埼玉、それと金属加工業だったと思えますけれども、そちらのほうからの選出という形で頂戴しています。残る公益代表、それと被保険者代表という形については、まず被保険者については公募という形で募集をさせていただいております。近々任期のほうは5月で切れますので、広報にその旨をやると。公益代表については、各種団体、例えば民生委員さんだとか、そういったところに属している者だとか、今までの経験部分という形で人選をさせていただいております。先ほどご指摘の現藤田会長については、長期に国保の運営協議会のほうの役をやっていただいているという中で、ご自身も75歳を超えたので、勇退という形で次期には退きたいという意向がありますので、今後公益代表の中から会長のほうを人選していくという流れになっております。国保制度、非常に改正やらという形で難しい課題だとか構造的

なものもありますので、できるだけ我々としても詳しい人材という形で公益のほうを、次期委員については人選させていただければと思っております。

以上です。

（羽鳥）最後に確認で、現協議会の会長さん、副会長さんはどこの部分の選出の方か、確認をさせていただきます。

（市民生活部副部長）公益代表という形で我々のほうから人選させていただきました。

以上です。

（会長も副会長も声あり）

（市民生活部副部長）すみません。会長、副会長とも我々のほうで公益代表の中から人選させていただいております。

以上です。

（羽鳥）では、次の最後の、427ページの債務負担行為の中の特定保健指導等業務委託についてお聞きをいたします。

（国保年金課長）特定保健指導等業務委託につきましては、特定健診の結果により、腹囲またはBMIが基準値を超え、血糖、脂質、血圧の数値とリスクの高い方を国の指針に沿って積極的支援と動機づけ支援に階層化して、食事や運動などについて具体的なアドバイスを行い、初回面接から3か月以上の継続的な支援を行うものです。今回の債務負担行為については、令和4年度から5年度に実施する特定保健指導のうち、令和5年度の債務負担行為の分となります。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、数値に問題があった場合、面接ということなのですが、この面接に応じていただけるのですか。それをまずお聞きします。

（国保年金課長）実際階層化ということでこちらのほうで抽出をして、特定保健指導の利用券等お送りをして、やはり委員おっしゃるとおりなかなか皆さん全員がというわけにはいきませんので、その中の一定数の方がこちらの特定保健指導を受けていただくというような形になって

おります。

以上です。

（羽鳥）ぜひとも、その方の体、命に関わることでありますので、積極的に応じていただけるような策を練っていただきたいと思いますと思うのですが、それを最後にお聞きいたします。

（国保年金課長）委員おっしゃるとおり、ご自身の健康に関わることでありますので、本市としてもこちらについては文書での勧奨だけではなくて、電話勧奨等も行っておりますので、そういった中で利用者のほうを今後さらに増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（国保年金課長）先ほど諏訪委員のほうからご照会のありました滞納の世帯の関係なのですけれども、令和3年度についてはちょっとすぐお答えができないのですが、令和2年度について先ほど回答がございましたので、ご報告をさせていただきます。

令和2年度については、990世帯ということです。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）国民健康保険事業特別会計、令和4年度の方で反対討論といたします。

ただいま滞納についてご答弁いただきました。990世帯が令和3年度、保険税の滞納があったということでもあります。

（委員長）令和2年度。

（諏訪）失礼いたしました。令和2年度、990世帯の方が滞納をしたということでございます。これは、やはり大変大きな数字だと思います。実際には、令和2年度末は1万6,481世帯が加入をされているところの990、やはりパーセンテージも高いと思います。これは、やはり保険料が高い

ということだと思われるのです。これ以上保険税を上げないために、やはり今までも一般会計からの繰入れ行っていて、ここはペナルティーが科せられないというふうに聞いておりますので、それを含めて保険税を引き下げる努力をしていただきたいということも含めまして、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) では、質疑させていただきます。

2年に1度の保険料の改定ということで、新年度は改定されるということで予算がありました。私も資料を求めさせていただきましたが、今回のこの予算案の中に示されておりますので、これを見ながら質問させていただきます。

前回までの保険料に比較いたしまして、均等割ですと2,470円が上がって4万4,170円、所得割は0.42%上がって8.38%、そしてまた賦課限度額が2万円上がると。全てが値上げになるということで、1人当たりの保険料7万8,773円ということが示されました。後期高齢の方は、やはり75歳

以上ということで、ほとんどが年金で暮らされている方ではないかなと思います。これが年額で2,292円上がるということはやはり、様々なものが今物価が上がってきておりますので、大変な額だなと思います。この額が全県で示されているということなのですけれども、それにも増して10月からは医療費のご自身の負担額がほとんどの方が2割になるということだと思われるのですけれども、10.9%の上がる予算額ということになっています。これを示される上で、市民の方々からのご意見だとか声だとかというものを、まだこの額というのは示されておられませんし、どのように返ってくるかと思っていらっしゃるかを伺いたいと思います。

(国保年金課長) どのように返ってくるかということでございますが、まず本市としましても、先ほど保険証のほうの負担割合が変わりますので、通常7月の広報等で保険料ですとか、そういったことの周知を行っておったのですが、今回は最初に2か月だけの保険証が行きまして、その後、要は10か月分の納付書が行くという関係もありますので、6月に一応広報にその辺の保険料率の改定も含めてもろもろの後期の記事のほうを市の広報紙のほうに掲載をしたいというふうに考えております。ですから、その広報等の記事によってまた市民の方からいろいろな声というのが寄せられるかもしれないのですが、現状としては6月に記事掲載しての反応待ちといえますか、その反応ということかなと思います。以上です。

(諏訪) ただいまのご答弁でこれからということですが、そうしますと保険証は2回、新年度は発送されるということでしょうか。

(国保年金課長) はい、おっしゃるとおり2回発送いたします。

(諏訪) そうしますと、この予算案の事務費などの中に2回分の発送に関わる事務費が入っていると思ってよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 歳出の中の1款の総務費の1項の総務管理費の中で、対前年比が796万ということで増額になっておるのですが、この中で郵券料を2回分見ておりますので、そういった関係でちょっと総務管理費のほうは増加となっております。

以上です。

(諏訪) 保険証を2回に分けなければならないわけですね。ほかの自治体などはどのように。同じようにされるのでしょうか。

(国保年金課長) こちらは、全て2回というふうになると思います。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) それでは、ただいまの後期高齢医療の特別会計に反対の立場で討論をさせていただきます。

令和4年と令和5年度の保険料が均等割で4万4,170円に上がると。所得割で8.38%に上がる。平均保険料は、7万6,481円から7万8,773円に上がるという予算案でございます。そして、さらに10月からは75歳以上の方々の医療費の負担分が2割になると。値上げ、値上げであるということがとりわけ75歳以上の方々には大変なものだと思います。値上げをしないような予算をしていただきたく、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 1 5 分)